

第2回日野町議会定例会会議録

平成30年3月14日(第4日)

開会 9時00分

散会 15時37分

1. 出席議員(13名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	14番	杉浦和人
7番	齋藤光弘		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

13番 對中芳喜(欠席)

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤澤直広	教育長	今宿綾子
総務政策主監	池内俊宏	教育次長	高橋正一
総務課長	西河均	企画振興課長	安田尚司
税務課長	増田昌一郎	住民課長	澤村栄治
福祉保健課長	池内潔	子ども支援課長	宇田達夫
長寿福祉課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	日永伊久男
会計管理者	福本喜美代	住民課参事	山田敏之
学校教育課参事	野瀬薫		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 山添昭男 議会事務局主任 菊地智子

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

8 番	蒲生	行正君
1 1 番	東	正幸君
7 番	齋藤	光弘君
6 番	中西	佳子君
5 番	谷	成隆君
1 2 番	池元	法子君
1 0 番	高橋	渉君

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は13名であります。なお、13番、對中芳喜議員におかれましては、体調不良のため欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に、今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

本題に入ります前に、まず、3月議会であり、私のこれまでの慣例により、3月末日をもってめでたく定年退職を迎えられ、長年の公務員生活に別れを告げられる、ひな壇におられる管理職の方をはじめとする退職者の方々に、今日までの長年のご苦勞に感謝を申し上げます。

今年の定年退職者は昭和32年度生まれの方であり、日野町役場もこの年度あたりから4年制大学卒業生の方が多くなってまいりました。池内総務政策主監は私が総務課長のとき、出向先の東近江行政組合から町に復帰され、平尾前副町長の後任として近隣市町の財政状況をよく知り、近隣市町のよさを踏まえる新たな形の財政係長として私を支えていただきました。高橋教育次長は私が総務課財政係長に異動してきたとき、財政係の係員をしておられ、財政初経験者の私を支えていただきました。また、このときに2人で一緒にゴルフを始めたHYGCの同期でもあります。外池商工観光課長は平成3年4月、私が初めて管理職となり、この場、ひな壇に席が設けられたとき、日野町政史上最大の事業でございます30億円事業の町民会館の建設技術担当者として、また、私が中部清掃組合出向時には、100億円事業の日野清掃センター建設に建築技術の専門員として私を支えていただきました。また、外池課長とも地域振興室時代には一緒によくゴルフを楽しんだところでございます。

このほかに、ひな壇におられる管理職の中には、定年を待たず早期退職をなされる方もおられると聞き及んでおります。この方は一部事務組合への出向経験者でもあります。町役場庁舎から出て外から町行政を見ることは、視点が変わり、能力が

高まります。また、このことから3月のこの場で住民対応のよさを大いに評価させていただき、さらなるご活躍をご期待いたしておりました。私も1年早く退職をしており、同類かなと思ってもおります。

ひな壇におられる4名の退職者の皆さん、長期間にわたり日野町発展のため並々ならぬご尽力をいただき、まことにありがとうございました。ご苦労さんでございました。

それでは、前置きはこの辺までにいたしまして、一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に、今議会も分割方式にて質問を行わせていただきます。

それではまず、第1問目の質問、都市計画道路についてお伺いをいたします。

昨年の9月議会、9月14日の一般質問で申し述べておりますが、私は昭和48年4月1日に日野町役場職員となりました。4月から6月30日までの3カ月間は総務課行財政係に籍を置き、7月1日からは企画課都市計画係に、昭和50年4月1日からは建設課都市計画係にと、機構改革により課は変わりましたが、昭和53年3月31日までの4年9カ月間、都市計画係に籍を置きました。また、昭和59年10月1日から昭和61年3月31日までの1年6カ月間、建設課の専門員として日野中部地区土地区画整理事業に携わっておりました。私が都市計画係に籍を置きました昭和48年7月1日から4年9カ月の間に、昭和47年1月14日に議会議決された日野町総合発展計画基本構想に基づいて、今日に至ります日野町の都市計画の基本、区域区分および用途地域の決定、都市計画公園の決定、都市計画道路の決定がなされております。このことからしても私には日野町の都市計画に責任と関心があり、議員となってから最初の議会定例会、平成23年6月議会の一般質問から何度となく日野町の都市計画を取り上げて、町当局をただしてまいりました。

そこで、今回は、都市計画道路についてお伺いをいたします。

日野町の都市計画道路は、昭和48年12月28日に滋賀県知事により定められました都市計画区域区分および用途地域の決定、この決定を経て昭和53年2月15日に延長1万500メートル、幅員22メートル、4車線の3・3・3八日市日野線、延長2,040メートル、幅員14メートル、2車線の3・5・801日野中央線、延長1,710メートル、幅員18メートル、2車線の3・4・12松尾村井線、延長590メートル、幅員18メートル、2車線の3・4・13日野松尾線、延長1,140メートル、幅員12メートル、2車線の3・5・802北脇奥之池線の合計5路線が幹線街路として計画決定をされました。その後、私が担当者、町長公室企画係長のとき、昭和56年3月26日に議会議決されました第2次日野町総合計画に基づき、日野中部地区と日野東部地区土地区画整理事業により住居系地域の都市計画道路は日野中央線の一部、村井四区地先の430メートルの部分を除き整備をされました。

日野中部地区土地区画整理事業は昭和56年11月2日に都市計画決定告示、昭和57

年10月4日の事業計画決定公告、平成13年7月13日の換地処分公告を経て完了いたしました。日野東部地区土地区画整理事業は平成5年11月10日に都市計画決定告示、平成6年2月21日の事業計画決定公告、本日からちょうど丸々10年前の平成20年3月14日の換地処分公告を経て完了をいたしました。

昨年の3月議会、3月14日の一般質問で3・3・3八日市日野線についてはただしましたので、今議会は、計画決定から40年を超えていまだに整備を終えられていない、残り430メートルとなっています3・5・801日野中央線と、都市計画道路5路線の中で唯一全く手つかずの3・5・802北脇奥之池線について、お伺いをいたします。

第1点目、都市計画道路3・5・801日野中央線は計画決定道路延長2,040メートルのうち1,570メートルが日野中部と日野東部土地区画整理事業により整備をされました。日野東部地区土地区画整理事業の換地処分が先ほど申しあげました平成20年3月14日であり、何かの不思議なご縁か、今日で丸々9年がたちました。未整備区間、道路延長約430メートルは用地が空き地等として確保されており、整備に支障を来すことはないと思われます。なのに、なぜ整備されないのでしょうか。お伺いをいたします。

第2点目、都市計画道路3・5・802北脇奥之池線は、昭和40年代後半に関西不二サッシ工業株式会社とアイダエンジニアリング株式会社により開発され、昭和52年4月8日に1級町道北脇杣線となっていますが、また、日野第二工業団地内の動脈路線ではありますが、計画決定から40年を超えています。都市計画道路としてはいまだ整備がなされていません。この路線も用地が確保されており、整備に支障を来すことはないと思われます。なのに、なぜ整備されないのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） おはようございます。

ただいま、都市計画道路の整備についてご質問をいただきました。

1点目の都市計画道路日野中央線は、日野町松尾地先から日野町村井地先までの国道477号を主とした道路で、未整備区間は国道477号が265メートル、町道村井河原線が165メートルの計430メートルでございます。整備済みの1,570メートルにつきましては中部区画整理事業および東部区画整理事業において街路事業として整備をされましたが、未整備の430メートルについては既成道路のまま現在に至っております。都市計画道路の整備は、都市計画事業として区画整理事業の街路工事での整備や、都市計画道路沿線の開発時に並行して道路整備事業で整備をすることになっております。都市計画道路の単独整備は都市計画事業ではなく道路整備事業での実施となることから、町が優先度の高い道路から整備を実施したことが未整備の要因となっ

ていると考えます。

日野中央線は国道が大半を占めることから、滋賀県が決定した道路となっております。未整備区間につきましては、今後、滋賀県とも協議をしながら全線の整備が実現するよう努めたいと思います。

2点目の都市計画道路北脇奥之池線は、日野町北脇地先から日野町奥之池地先までの日野第二工業団地内の幹線街路として計画決定をしております。延長1,140メートルの全線が町道北脇柚線の既成道路のまま現在に至っております。平成5年から7年にかけて当該道路の南側が工業用地として開発をされました。開発においては都市計画道路の計画も踏まえた形状で管理をしていますが、道路用地の分筆および町への帰属等はされていないところがございます。こうしたことから、開発当時の町道北脇柚線が6メートル道路として既に整備されており、道路として機能していたことが用地の整理を含めて未整備の要因となっております。今後の整備につきましては、用地の確保や取得方法など開発当時の協議内容等を踏まえて整理する必要があると考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再問を行わせていただきます。

建設計画課の高井参事が苦心して答弁書を作成されたのか、実によくいなされた答弁であったのかなど、こういうふうに思っております。整備に向けて答弁を考えると、こういうのではなく、どうしたら整備しなくていいのかの理由を考えて答弁書を作成されておられるのかと思われてなりません。私も長年にわたり多くの答弁書を書いてまいりました。この質問に対して、はなからそだねーと同意できる答弁を期待をいたしておりませんでした。しかし、やはり、期待していなかったですが、残念であります。

都市計画道路は都市計画法第11条の定めにより計画決定がなされています。都市計画道路は自治体がまちの将来を10年単位で計画する際に、都市計画法に基づいて計画決定されています。日野町の都市計画道路は昭和53年2月15日に計画決定されています。何年がたっているのか。都市計画はまちの将来を10年単位で計画するものであります。既にこの10年の4倍、40年以上がたっているのです。道路整備にあたっての一番のネックは、建設計画課長もご存じだと思いますが、用地買収であります。都市計画道路3・5・801日野中央線と都市計画道路3・5・802北脇奥之池線の2路線は、用地買収に年月を要することはありません。この2路線は40年も前に都市計画決定されている道路であります。いつまでに整備を終えられるのか、スケジュールをお示してください。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 都市計画道路について、蒲生議員より再質問を頂戴い

たしました。端的に申し上げて、2路線の整備時期はいつか、スケジュール感をと
いうことのご質問でございます。

現在、町の方では町道の整備を含めて建設計画課の方でさせていただいており
ます。その中で、先ほど答弁にございましたとおり、現在、中央線、そして北脇
線につきましては、町が道路整備事業としてしていかなあかんというふうになっ
ております。この中では、町の中では現在、町道のほかの路線を重点的にさせてい
ただいてまして、この2路線についての具体的なスケジュール感は今のところ持っ
ていないところでございます。

ただ、日野町につきましては、これ以上にまだ西大路鎌掛線を代表にまだまだ整
備ができていない、非常に狭隘な道であったり、産業活動として必要な道がまだ
まだ十分できておりませんので、今ほどはそちらの方を重点的にさせていただい
ますので、一応、一時改良的な大型車の離合も十分できる2路線については、少し
町の方では、現在、優先順位というかその辺が遅くなっているところでございま
す。確かに10年を1つの区切りとして都市計画道路を決めて、そして、将来のことへ向
けた都市計画道路ということの位置づけは非常に大事だというふうに思っています。
過去48年に制定された、決められた道路、日野中部都市計画道路、そして東部区画
の道路、それが機能を果たして、今、我々の産業活動、生活に十分寄与しているこ
とは非常にありがたいなというふうに思ってるんですが、まだまだ日野町には未整
備の道路がありますので、そちらを重点的にさせていただいているというところで、
町の方、私の方ではそう思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 望主課長もなかなかうまくいなされたのかなと、こういうふう
に思います。答弁に窮するかなと、こういうふうにも思うところでございます。い
つまでというスケジュール感はなかなか示せるものでないのかなと、こういうふ
うにも思うところでございますが、日野中央線は村井四区の住宅団地の北側と東側
に接する道路であります。できていないところはその箇所だけでございます。ゆえ
に、最低限、住宅に接する面には歩道だけでも必要ではなかろうかなと、こういう
ふうに思います。北脇奥之池線は日野第二工業団地内の最も重要な幹線道路であ
ります。日野第二工業団地内の町道を見ますと、日野工業団地4号線、日野工業
団地5号線の道路の方が幅員も大幅に広く、歩道もあり、都市計画道路らしいと思
っております。大谷の日野工業団地内の道路にも歩道はあります。日野中央線と北
脇奥之池線にせめて歩道だけでも先行して整備してはどうでしょうか。この点の
お考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 蒲生議員より再々質問を頂戴いたしました。

村井四区のところにつきましては、確かに国道477号につきましても用地的には問題ない。また、東側の村井団地のところについても用地幅についてもそこは確保されていますので問題ございませんが、1点、JAのプロパン庫があるところの交差点が少し問題かなというふうには認識をしております。

工業団地の方につきましても、現在、南側の近藤産業さんがされた造成団地につきましては、その都市計画道路を含んだことを計画に入れて、それを引き下がった中で造成はされたというふうになっていますので、見た感じは歩道の幅がつけられるような用地幅が現在残っているという状況も承知はしております。ただ、ここにつきましては、まだ用地そのものは民地の方になっておりますので、もう少し課題があるかなというふうに思っています。ただ、一番メインの幹線道路でございますが、先ほど申し上げましたとおり、大型車の離合も十分こなしているところでございますので、その辺については全体のバランスから見て、この歩道が、今、整備をすぐにしなあかなんのかなというのは少し検討していかなあかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） もうこれ以上、ご質問することができませんので、最後に要望をいたします。1日も早く日野町内の都市計画道路、残っております日野中央線と北脇奥之池線が改良されますよう取り組まれることをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

それでは、続いて、通告書2つ目の質問を行わせていただきます。2つ目の質問は、所有者不明土地について、お伺いをいたします。

この問題につきましては、昨年、平成29年9月議会、9月13日の一般質問で、富田議員が「所有者不明の土地について」と題して行っておられます。内容は、所有者が分からないままだと固定資産税などの徴収ができないこと、耕作が放棄された田畑が荒れ果てて防災や獣害対策のネックになっていること、所有者不明の山地は手入れがされず森林荒廃に拍車をかけていることを申し述べられて、所有者不明の土地問題をただされております。富田議員は昨日の一般質問においては、管理ができていない農用地についてと町道への用地寄附についてただされました。また、今議会の一般質問のラストに、高橋議員が「空き家対策について」と題して、維持管理ができていない空き家問題についてただされます。私の質問もお二人が問題とされた、また、される質問と根っこを同じくする問題であります。

去る1月15日、長期にわたり登記されず所有者が不明になっている土地問題について、法務局の登記官が所有者不明土地の相続人を調査できるようにする制度の新法が国会に提出されるとの新聞報道がありました。富田議員が9月に指摘されていますように、所有者不明土地が生まれるのは権利登記が義務ではないためによりま

す。都市部の土地のように利用価値が高い土地ならば権利関係をはっきりさせるメリットはありますが、日野町の中山間地のように利用価値の少ない土地は特に登記するメリットがないため、また、登記の手續に手数料等のお金が要するため、相続発生時に放置されるかと思われます。そして、相続は親から子へ、子から孫へと代々行われる。代を経るごとに関係者も増えることが一般的なので、誰が相続人なのかよく分からなくなってしまうこととなります。そして、町の貴重な財源であります固定資産税が徴収できないこととなります。

昨年の6月に公表された増田寛也元総務大臣が座長を務められる所有者不明土地問題研究会の推計では、長期間未登記の土地の総面積は九州の面積、約368万ヘクタールを上回る約410万ヘクタールにも上っていたとのこととあります。昨年10月27日の新聞報道には、「増田寛也元総務大臣ら民間有識者でつくる研究会は26日、国や自治体が所有者不明地の新たな対策をとらない場合、2040年時点で所有者が分からない土地が全国で約720万ヘクタールに達する可能性があるとの推計を発表した」との記事が掲載されていました。

そこで、お伺いをいたします。

第1点目、日野町の平成29年3月31日現在の固定資産税土地分6万2,834件、6,105万4,020平米中、徴収できない所有者不明の土地がどれだけあるのか、お伺いをいたします。

第2点目、日野町の現今の人口減少、農林業従事者の急激な減少、これら農地や山林の土地利用の前提の変化を踏まえた上で、所有者不明土地の発生を予防する町のお考えをお伺いいたします。

第3点目、土地管理がなされず放棄された宅地造成地、耕作がなされず放棄された農地の管理責任の所在、土地所有のあり方についての町のお考えをお伺いいたします。

以上、第2問目の質問といたします。明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 所有者不明土地についてご質問をいただきました。

日野町には現在、約10万5,000筆の土地がございます。このうち固定資産税の課税対象の免税点以上の土地が6万2,834筆となっております。所有者不明土地の定義は定まったものがないので、ここでは課税対象でありながら納税通知書を郵送しても納税義務者に届かない場合といたしますと、その数は納税義務者数で45名、105筆、約4万5,000平方メートルとなります。

次に、所有者不明土地の発生を予防する町の考えについてでございますが、所有者不明土地の発生は地方から都市への人口移動などにより所有者が不在となり、土地の保有や管理に対する関心の低下や固定資産に対する負担感などから、長年登記

がされずに放置され、相続登記が行われないうまになっていることが大きな原因であり、全国的な問題にもなっております。このような問題に対応するため国では、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインが策定され、所有者探索の円滑化や相続登記の促進について国・県・市町村が連携をしてこの問題に対応していくため、所有者情報の共有・活用に向けた環境整備などが進められているところでございます。町では、所有者が亡くなられたことを把握した時点で相続人を調査、相続人を特定して相続登記を促すなど、新たな所有者不明土地の発生を未然に防ぐよう努めているところでございます。

次に、土地管理をされていない土地所有のあり方に対する町の考え方についてでございますが、町内には宅地造成後に管理がされずに山林化している土地や耕作が放棄され原野化している農地も存在しております。いずれも管理の責任は所有者または相続人にあり、町としましても当面は所有者の把握とともに維持管理を促すよう努めてまいりたいと考えております。現在、国で法整備に取り組まれていると聞いておりますが、相続登記が円滑に進む方策となることを期待しております。また、現に所有者不明となっている土地に対しても何らかの対策を講じることも、町村会などを通じて国に働きかけていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再問を行わせていただきます。

所有者不明土地問題につきましては、第1問目の都市計画道路のように、町がどうこうできるような、町長の姿勢1つで解決できるような問題ではありません。そだねーとの答弁を得ることは少々無理があると承知いたしております。答弁書を作成するにあたり苦勞をなされたのかなと思います。

まず、町長答弁について、細かなことですが、2点お伺いをいたします。

1点目、納税通知書が届かなかった45名、105筆、約4万5,000平米の税の総額をお伺いをいたします。

2点目、この45名、105筆、約4万5,000平米のうち、民間宅地造成団地に何名、何筆、何平米、そして、税額についてお伺いをいたします。

次に、町への土地の寄附についてお伺いをいたします。昨日も富田議員が行われたところでございます。これは町道への寄附の問題でございました。今から6年前の平成24年6月に、お子さんや身近な親族がおられない、1人暮らしで老人ホームに入所されていた95歳のおばあさんが亡くなられました。甲良町にお住まいの遠縁の方がお葬式と財産の残務整理をなされました。亡くなられた方の土地・建物を町に無償提供を申し出られましたが、町が断られたとのことで、役場から甲良町への帰り道、役場から少し西に行ったところ、今は場所が変わっておりますが、不動産屋があったので、そこに急遽立ち寄り、売買をお願いをされました。建物の解体処

理、売買手数料等を差し引くと、手元に10万円が残ったそうでございます。この金額で故人の永代供養をお願いしますと私のところへ来られました。この遠縁の方のように財産の残務整理をなされなかったら、音羽の地に所有者不明の管理されない空き家と宅地が生じていました。

ここで問題になるのが、町に土地の無償提供を申し出ても受け取ってもらえない点であります。私も総務課長時代、奥野町長が土地・建物の無償提供を受けようと思われましたとき、維持管理にお金と労力が必要となるということを申し上げ、お断りをいたしました。そういう人間でありますので、受けるようにしなさいとは言いませんが、所有者不明の管理をされない空き家と宅地、農地を生じさせないためには、町の責任で受け取るべきときに来たのではないかと、考え方を改めてはと思っております。町も考え方を改められてはと思いますが、お考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） ただいま、蒲生議員の方から所有者不明土地について再質問をいただきました。おっしゃってくださるように、固定資産税の徴収では所有者不明の土地については苦勞している部分が多々ございますし、課題の1つとしては捉えてはおるところですけれども、なかなかはかどらないのが正直なところでございます。

再質問で1点目にありました、所有者不明土地に係る固定資産税の額でございますけれども、平成29年度の分では、この45件については58万2,900円でございます。一部、家屋が含まれていますけれども、大部分は土地でございますので、まあまあこの数字が所有者不明の土地等に係る分というふうにご理解いただいても差し支えないかなというふうに思っております。

それから、2つ目にございました、この中で民間の宅造地に係る分がどれだけあるかということですが、今現在、ちょっと手元に数字を持ち合わせておりませんので、確認でき次第、改めて回答したいと思いますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

それから、町への寄附のお申し出の件でございます。これは特に税務課だけというお話ではないんですけれども、今、税務課の方にも土地なりの寄附の申し出の相談は頻繁にございます。ただ、町としましても、本来ですと税務課が全てお答えするのがよいのかどうかという部分はございますけれども、特に山林ですとか、あるいは蒲生議員もおっしゃいました、建築規制があつて建てられない宅造地については、町でも管理ができないので、大部分はもう税務課へ相談があつた時点で、ほとんどの場合はお断りをしているのが現状でございます。ただ、それ以外の、宅地ですとか、特に町なかといいますか家が建つようなところについては、税務課でちよ

っとお断りするだけではどうかなという思いもございますので、総務課なり関係する部署には話をおつなぎするなどしておりますので、現時点ではそのような対応をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（西河 均君） ただいま、蒲生議員の方から、町内の土地・建物等に関連いたしまして、相続人が近くに縁者等がなくて、町に寄附を申し出られた場合の対応についてお尋ねをいただきました。

今の税務課長も申しましたように、今現在の町の対応といたしましては、蒲生議員もおっしゃっていただきましたように、全部、寄附申し出を受けるとなると維持管理も大変でございます。そして、町として利用目的を持たない土地というのは極力持たないという前提で今おりますので、大体そういう申し出があったときには、事情はお聞きはいたしておるんですけれども、最終的にはよほどの、町で利用目的が今後発生するような土地でない限りはお断りしているというのが現状でございます。こういう事情もございまして、町で持つような方向性に転換するようなことというお話もいただいたんでございますが、ちょっとまだそこまでの考えには至っていないところでございますが、近隣等の状況等も研究はしたいなというふうには考えるところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再々問を行わせていただきます。

今まで私も、断っていた私が言っているので、説得力はないと、こういうふうには思うところでございますが、今の総務課長のご答弁で、利用目的のない土地は持たないと、こういうところだと、昨日の富田議員の質問の中の道路、これはもう利用目的がきちっとはっきりしているし公衆用道路になっている。それなら、きちっと持ってやってもええのかなと。ちょっと若干その点は昨日の建設計画課長の答弁と矛盾しているのかなと、こういうふうに思います。その点はきちっと対処されるようお願いをしたいなと思います。

それでは、少し内容を変えまして、日野町には日野町特有の、全国的ではない特有の不明土地の問題があるのかなと、こういうふうに思います。その1つが、今から50年前、昭和40年代に日野町の丘陵地で行われた民間宅地造成地のうちの開発業者倒産地、山地売りの山なり造成地、これらの民間宅地造成地問題があります。これは日野町特有の問題かなと思います。

私は昭和44年に大学生となりました。この年はご存じのように大学紛争の年でございます。東京大学の大学紛争などにより、唯一この昭和44年のみ東京大学と東京教育大学の入学試験が中止されております。ゆえに私と同じ昭和25年度生まれの者には東京大学と東京教育大学にストレートで入った者は誰1人としていないと、

こういう特殊な年度の生まれでもあります。私は昭和44年の4月と5月の2カ月間、京都市内の民間住宅に下宿をいたしておりました。この住宅の方から、日野町で行われている民間宅地造成地の販売チラシを見せられ、日野町でこのような宅地開発が行われていることを京都の地で初めて知りました。

このように、昭和40年代に入ると、静かな田舎町の日野町にも高度経済成長に伴う開発の波が一気に押し寄せてまいりました。民間宅地造成の団地は日野サニーハイツを皮切りに11団地、226ヘクタール余りにも及ぶ広大な面積の丘陵地が日野町内各地で開発をされました。ひな壇の皆さん、日野サニーハイツや日野グリーンハイツ、三陽ランド、旭ヶ丘ニュータウンがどこにあったのか、どこにあるのか、ご存じでしょうか。これら、今申し上げました全てを知っておられる方がおられましたら、挙手を願いたいと思います。さすが税務課長はそういうようなのをご存じである。そういう担当者以外の方は分かるわけがないのかなと思います。さすが税務課長は税をしておられますし、現場もご存じかなと、こういうふうに思います。ほかの方はどう考えても無理かなと、こういうふうに思います。

この民間宅地造成団地11団地のうち、蒲生の郷は寺尻工業団地に、日野サニーハイツは蒲生ゴルフ倶楽部の練習場などの用地に、幸運にもほどよく生まれ変わりました。湖南サンライズ、五月台、椿野台、曙の4団地は住宅団地らしくなっていました。青葉台は18世帯が住んでおられますが、山地売りの山なり造成地箇所が区画の半分を占めており、この山地売りの山なり造成地箇所が所有者不明土地となっていないか心配をいたしております。第三緑ヶ丘は27世帯が住んでおられますが、木が生え、道としての役割を果たしていない道路や林に戻ってしまった宅地が数多く見受けられ、所有者不明土地となっていないか心配をいたしております。下迫の旭ヶ丘ニュータウンは水口町とにまたがって造成されていましたが、造成途中で倒産となったため、用地購入者が自らの所有地を確定できず、所有者不明土地となっているのではないのでしょうか。上駒月の日野グリーンハイツと三陽ランドには土山町経由でしか行くことができません。私は日野グリーンハイツには昭和63年から30年間行っておりません。三陽ランドには40年以上も行っておりません。だから、どうなっているのか分かりませんが、もう雑木が繁茂した林となっているのではないのでしょうか。この2団地も所有者不明土地となっていないか心配をいたしております。

そこで、お伺いをいたします。青葉台、第三緑ヶ丘、旭ヶ丘ニュータウン、日野グリーンハイツ、三陽ランドの5団地の現状と土地所有者をどこまで把握しておられるのかをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） 蒲生議員の再々質問で、税務課で把握している範囲でご

ざいますけれども、5団地につきましては、実は私も一番最近現場へ行ったのは、グリーンハイツが上駒月地先にありますけれども、太陽光発電、メガソーラーの話が少し世間をにぎわせたときに、そこもどうかという話もありましたので、そのときにちょっと現地を見に行ったら、実は行っておりません。

ご指摘のありましたように、今言っていた5団地、三陽ランドは接道している関係もありますので、比較的、ひどく木が繁茂している状況までは全部は行ってないんですけれども、それ以外の団地につきましては、ご指摘のありましたように大部分が山林化している。現地へ行っても区画すらおそらく分からないという状況でございます。時々、所有者から問い合わせがあつて、現地へ行ってみたいということですが、税務課の方では地番図というものがございまして、それをお渡しして、現地への道順等の案内はしておるんですけど、大部分は現地へ行っても境界がどの付近かもつかめないというのが、今ご指摘いただきました5団地の実態ではないかなというふうに感じております。

それから、所有者不明につながるというご指摘もございまして、実は、今、取り上げていただきました5団地と申しますのは、評価額そのものが大変低うございます。それから、持っておられるのもお一人で何筆も持っておられる場合は別ですが、そうでない限りは大部分が免税点未満の土地になっているということで、固定資産税はかかっていないのが大部分でございます。

ただ、固定資産税がかかっていないということは、通知を出しておりませんので、その後の所有者が、例えば亡くなっているということが追跡ができておりませんので、所有者不明土地につながるおそれがちょっとございまして、その辺はちょっと危惧をしているところでございます。

それから、5団地以外ですけど、第三緑ヶ丘は確かに、ご質問にもありましたように、現在も居住をされている方がおられます。ただ、特に南側については、その隣接を確か川が流れているということもありまして、傾斜地になっている部分がありますので、やっぱり年々造成されたところが崩壊している部分も多数ございます。ということで、3年に1度、評価がえをしてはおるんですけども、もともと造成されたところであっても、徐々に崩壊が進んで、宅地としての形状をなさなくなっている部分が広がっている現状も踏まえながら、評価の方には反映をさせているような状況でございます。ということで、ちょっと所有者不明土地の予備軍的な部分もございまして、注意が必要かなというふうに思います。

それから、先ほど再質問でございました、その45件のうちの宅造地でございますけれども、申しわけございませんけれども、ちょっとこの場で答弁するのが難しいかもしれませんので、お許しをいただければ予算委員会の席では何らかの回答をさせていただきたいと思っておりますので、承諾いただければありがたいです。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） もうこれ以上ご質問することはできませんので、これも最後に要望をしたいなと思います。

所有者不明土地と、この原因の1つであります登記手続の簡素化とその費用の低減と、こういうことがあろうかと思えます。これは町で解決できる範疇ではないのかなと、こういうふうに思えます。国の施策でも行う必要があると、こういうふうには私は思えます。日野町長がリーダーシップを発揮して、県の町村会の副会長でもございますので、町村会や県の市長会でもたびたび発言されているようにお聞きしておりますので、町村会でこの問題を取り上げ、この必要性を強く訴えることを要請し、今議会の一般質問を閉じることとさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回も分割方式でよろしく願いいたします。

まず、国民健康保険制度改正に伴う問題点についてであります。

今回の制度改革では、町の直接あるいは全国町村会長会や県などを通じた国への働きかけによりまして、国から3,400億円の公費負担が新たに行われ、また、300億円の追加激変緩和措置も含め、2018年度の当町の保険税負担が下がることになりました。これはやはり、滋賀県や県内の他市町との協議も含めまして、町として保険税負担軽減に向け努力されたものと、非常に敬意を表したいと思っておりますのでございます。

しかしながら、国民健康保険の見解といたしますか、それでは、県内で統一保険料を目指すとしておりますが、今回の改革ではやはりオプションであり、標準ではないのかなと思えます。現在ではそれぞれの市町が会計収支を踏まえながら保険料率を決定するという仕組みが残っております。それでも県内で統一保険料とするには、やはり1つには市町間の医療費水準の格差を無視してしまうか、また、1つには一般会計からの繰入金の格差をなくすことではないのかなと思うわけであります。

1点目の、医療費水準の低い市町は保険料が上がることになり、医療提供体制が整備され高度な医療の提供を受けている都市部の加入者の負担を担うことにもなるのではないのかなと、こう思うところであります。2つ目には、保険料を上げないために繰り入れを行っていない市町がある中では、これを完全になくしないと保険料統一はできないものではないのかなと思えます。現在では、法定外も含め一般会計からの繰り入れにおいても相当な開きがあるのではないのかなと思われましても、いかがなものか、お伺いをしたいところでございます。

次に、今回、国保制度改革にあたり県が定めた国保運営方針の統一保険料率を平成31年度以降に進めていくとなると、標準的な算定方式とされました資産割廃止、

応益割負担の増としていかなければと思われるところです。これを実施するとなると、若年の、若い世代の子育て世帯の保険税負担が非常に膨らむのではないのかなという思いでありまして、今、子育て支援は各方面挙げての大きな課題であります。これに反する方向で国保税負担が膨らむとなってきますので、町として十分な検討がされているのかどうかと思いますが、いかがなものか、お考えをお伺いいたします。

さらに、私は県の市町間では医療水準の差もかなりあるのではないのかなと思っております。医療供給体制、高度な医療の提供においてもかなり格差を感じるころでもございます。例えば、都市では大病院や診療所の配置、医師や看護師、病床数などの医療提供体制における格差があり、誰でもどこでも受けられる医療という点ではかなり課題があるのではないかと思われるが、どのように捉まえておられるのか、お伺いをするところでもあります。

続きまして、統一保険料となると、将来にわたっての医療費適正化インセンティブをどのように図るのか。また、保険者努力支援の配分や収納率水準に関する整理、日野町は収納率がまあまあ他の機関よりはいいですので、そういう場合は割り戻しされる金額の按分等もあります。そうしてまた、特定健診受診率などの保険事業水準にとらわれることなく保険税水準が決まってしまう、本町の行ってきた努力、行おうとする努力が直接還元されづらいのではないのかなと思われませんが、いかがなものか、お伺いをいたします。

県の定めた運営方針における統一保険料率の実施時期は、6年以降の2024年以降のできるだけ早い時期と表現しております。今回定められた運営方針の対象期間が3年間であることも含め、統一保険料には多くの課題がある中、今後、他市町や県とも課題を共有し、具体的に協議できる課題はあると思います。町として統一保険料について、今回の運営方針にとどまらず積極的に意見を上げてもらいたと思いますが、いかがなものか、お伺いするところでもございます。

また、全国知事会では国保の持つ財政上の構造的な問題を解決し、被用者保険でも負担の高い協会けんぽと同様に、年金生活者、失業者、低所得者、非正規労働者、自営業者が払える保険料負担水準とするためには、1兆円規模の公費負担が必要とされております。制度改正により来年度は負担が下がるものの、国保税負担は限界となっていると思います。町長として町村会や他の地方団体とともに国に対して積極的に声を上げていただきたくお願いしますが、お考えのほどはいかがなものか、お伺いするところでもございます。

議長（杉浦和人君） 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 国民健康保険制度の改正に伴うご質問をいただきました。

まず、最初に、一般会計からの法定外繰入金についてでございますが、これまで

から全国の市町村の中で行われてきたため、法定外繰り入れの計画的な解消、削減は今回の国民健康保険制度改革の目的にもなっております。平成28年度の県内市町の状況でございますが、医療費の増加により法定外繰り入れを行われた市町は2市でございます。合計で1億1,400万円でございます。滋賀県国民健康保険運営方針では、決算補填等を目的とした保険料の負担緩和を図るための法定外繰り入れは、被保険者の保険料負担の急変を考慮し、平成35年度末までに段階的に解消することとされております。

また、保険料の賦課方式についてでございますが、滋賀県国民健康保険運営方針では3方式として、現在4方式としている町においては計画的に3方式に変更する方向で進めることとされております。4方式を採用している日野町におきましては、賦課の配分を資産割から所得割や均等割に移行しなければならないため、急激な税負担とならないよう十分な検討を行い、段階的な対応をしていく必要があると考えております。

次に、医療費の地域差についてでございますが、人口の年齢構成の違いのほか、疾病構造の違い、住民の生活習慣などの様々な要因があると考えられております。また、医療提供体制から見た格差については、地理的要因や診療科の偏在等の要因も考えられております。県では、滋賀県保健医療計画を現在改定中で、その基本理念として、健康的な生活を送るための医療福祉の推進と地域包括ケアの深化が掲げられております。高度・専門医療の充実とともに、医療機能の分化・連携や在宅医療・介護・みとりまでの切れ目のないサービスの提供を目指すことになっております。町では、地域のかかりつけ医と病院の連携や適切な役割分担を図ることも大切なことと考えております。なお、日野町国民健康保険における1人当たりの療養諸費用につきましては、県内市町の平均値と同程度の水準になっております。

次に、保険料水準の統一に向けての課題となる保健事業や医療費適正化などの取り組みが市町ごとに異なっていることにつきましては、滋賀県国民健康保険運営方針の中に、格差是正に向け収納率向上対策に取り組み、さらに保健事業については県全体の底上げが必要であるとされております。日野町としても、県の特別交付金を有効活用し、引き続き効果的・効率的な保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保険料水準の統一についてでございますが、被保険者の負担の公平化を実現するため、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料（税）となる保険料水準の統一を図ることは将来的には必要であると考えておりますが、これまで各市町が保険料を設定してきた経緯や、収納率、保健事業等の差異など様々な課題があることから、期限を含めて慎重な対応が必要であると考えております。平成30年度より国保制度改革がスタートしますが、現状確認と課題

整理を行い、3年後の運営方針の見直しの機会などを捉え、積極的に県など関係機関に意見を述べてまいりたいと考えております。あわせて、国民皆保険制度を堅持しつつ、将来にわたり安定的な医療保険制度の運営を確保するため、国庫負担の引き上げ等による財政基盤の強化を図るよう、国保連合会や町村会等を通じて国に働きかけてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） この1点目の法定外繰り入れ等でございますけれども、答弁にありましたように、法定外繰り入れについて、28年度は2市で合計1億1,400万円ということでありましたが、以前、多分、町の方からいただいた資料だと思うんですけれども、27年度を見ても6市で7億2,900万円、これを全部使っているかどうか分かりませんが、7億2,900万円であります。この法定外繰り入れにつきましては、決算補填を目的としたものは段階的に解消していくということでありまして、あまりにも激変すれば、やはりこれは維持をお願いしたいなというところがあります。

いろいろな資料を見ていると、この法定外繰り入れにつきましては、2016年4月の厚労省の見解では、市長が判断することであり、制度によって禁止することはできないと、このように答弁しております。このようなことでもありますけれども、だんだんなくしていくということでもあります。もちろん、ご存じのように、国保は他の組合から見ましても極端に1世帯の所得が低く、それにもかかわらず保険料の負担額は、資料にも出ておりましたように、9.9パーセントと1割近くになり、相当高い保険料の負担となり、負担能力を超えているのではないかと思うところがございます。やはり軽減策として、法定内外を問わず政策判断として繰り入れをお願いしたいところがございますが、これについて再度お伺いするところでもございます。

また、保険料の賦課方式でありますけれども、4方式から3方式への移行は、これは仕方がないのかな、資産税ということも2重課税というような言葉も説明の中にありましたので、これは仕方がないかなと思いますけれども、先ほど述べましたとおり、所得割、均等割になってきますと、やはり若い世帯の子どもの国保料負担は子育て世帯のさらに貧困を招くのではないかなと、このように思うところでもございます。子どもの均等割をなくし、子どもの保険料をそこでは無料にできないか、改めてお伺いするところでもございます。

また、今回は激変緩和措置される市町ごとの納付金の設定の際の対応についてでありますけれども、市町村ごとの医療費水準の所得水準の差を納付金にどの程度反映させてもらっているのか、反映ができないのか、お伺いしたいなと思っております。

また、この激変緩和措置の中で、都道府県への繰入金9パーセントほどの相当額

を市町ごとに活用できないのだろうかという思いもございます。それと、特例基金の活用も、これはもっとできないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

この30年度は全国で300億円近くの追加激変緩和措置がされてはおりますけれども、県の方でも継続的にできないものか。何か新しい情報といたしますか、まだこの上に100億か何か積まれているように思うんですけども、そこら辺の情報もお聞きしたいなど、こう思っております。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま、国民健康保険の関係で再質問をいただきました。

まず、1点目の法定外の繰り入れの件でございますけども、質問にありました平成27年度の数値につきましては、7市で7億2,900万ということでの法定繰り入れをされてきたということで、その内容は大きく2つに分かれております。1つ目が医療費の増加に伴う繰り入れというものと、2つ目が保険料が足らんということで保険料の負担を緩和するという目的での繰り入れの、この2種類がありまして、日野町もこの27年度には5,000万円の繰り入れを行ったわけでございますけども、どちらかという、医療費の増加に伴う繰り入れというものでございます。

この医療費の増加に伴う法定外の繰り入れにつきましては、新たな制度の中で国保事業費納付金なり交付金という仕組みが設けられました。納付金を県に納めて、保険給付費に必要な額が全て県からいただけるというような仕組みが導入されたので、その分に関しての必要性はもう大幅に、法定外の繰り入れの必要性はなくなったのかなというように認識しています。

ただ、もう1つの保険料の負担緩和を図る法定外の繰り入れにつきましては、日野町の30年度の標準保険料率の算定にあたってたくさんの激変緩和をいただいたわけでございますけども、しかし、今後これが国の施策等によって財政支援の状況が大きく変わるということで、被保険者に急激に負担が増えるということも考えられます。そうした場合には、独自に財源を投入することについては検討する必要があるかなというように私は考えておりますけども、ただ、法定外の繰り入れを行うということは一般会計を圧迫することになりますので、私が思うのは、やはり国民健康保険の財政調整基金がございますので、その活用も含めて慎重に見きわめていく必要があるのかなというように思っております。

2点目の子どもの国保料の無料化、いわゆる保険料均等割をなくすことについてでございますけども、確かに国民健康保険税を算定する場合には、子どもの人数を含めて均等割を計算しておりますけども、一方で、会社で働いておられる方などの協会けんぽとか組合健保などの医療保険では、加入者本人の報酬に応じて計算されておりますので、子どもに対して1人1人計算されていないというのが実情

でございます。こうしたことから、子どもに係る保険税の負担を軽減することについては、やはり保険制度の公平性という点とあわせて子育て支援の観点から、日野町独自の問題ではなくて国全体の考えることであって、社会保障全体の課題かなど。その中で議論をいただけるものというように思いますので、その点については国保連合会や町村会などとも連携しながら国・県等に働きかけていけたらなというように思います。

次に、3点目の医療費水準と所得水準の納付金への反映についてでございますけれども、国民健康保険事業費納付金の算定にあたっては、所得水準については各市町ごとの総所得を、所得額を個別に算出して県全体の所得総額に占める割合で按分しておりますので、所得水準については一定反映をされているというように思っております。ただ、医療費水準については、運営方針にもありますけれども、医療費は県全体で支え合うということで、滋賀県の中を見ると医療費格差も少ないと、水準の格差も少ないということで、納付金の算定には反映させないという形で運営方針に記述されていますので、納付金の算定については反映はされていないということです。ただ、その次の標準保険料を算定するときにおいて、県の特別交付金の中でその分については一定計算される仕組みとなっておりますので、一定は反映されているということでございます。

次に、都道府県への繰入金の9パーセントを市町村ごとに活用することについてどうかということでございますけれども、30年度から都道府県は保険給付費の9パーセントを都道府県の一般会計から都道府県の国保の特別会計に繰り入れるということになっておりますけれども、その9パーセントの内訳が、おおむねですけれども、7パーセントが1号繰入金、2パーセントが2号繰入金という配分になります。この1号繰入金につきましては県全体の納付金の総額から差し引く財源となり、市町の納付金の減少に活用されるものとなっていて、2号繰入金というのは市町の特別な需要に要する費用に対応するものというものとなっておりますので、医療費を県全体で支え合うということを基本に考えれば、県繰入金全てを市町村ごとに活用するというのは適当ではないというように考えております。

次に、特例基金の活用でございますけれども、平成29年度、今年度に国全体で300億円の特例基金の財源を確保されております。このうち滋賀県への配分は約3億でございます。滋賀県がその分を特例基金として確保されております。この特例基金は激変緩和の財源に活用するというものでございまして、その特例基金もあるんですけども、激変緩和措置の財源としては、国では公費拡充による暫定措置分が別に300億円と特別調整交付金による追加激変緩和措置分が100億円確保されまして、その分が別に滋賀県に3億9,800万円ほど配分されております。この国の公費拡充分の3億9,800万と特例基金のうちの3,400万を平成30年度の滋賀県全体の激変緩和措

置額、約4億3,200万円に充当するよう見込まれております。

また、この特例基金については、6点目の質問にも関連するんですけども、滋賀県の特例基金の約3億円のうち、今、3,400万は激変緩和に充当しましたので、残りが2億6,600万ということになります。この特例基金は6年間のうちに活用するようになっておまして、全て活用すれば、次の財源としては県の1号繰入金を活用することになります。この県の1号繰入金県としては確保されておりますので、激変緩和は国全体では段階的に減少するという事で各市町にも影響しますけども、減少する中の財源としては県として継続確保されているものと認識しております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） なかなか国保関係は大変幅広く難しいですので、なかなか再々質問ができないかも分かりませんが、この法定外繰り入れにつきましてはやはり段階的に解消していくということでありますので、独自に検討するという事で財政基金を利用するという事であります。財政基金の積み立てはどのようになっていくのか、そこら辺がもし分かれば、積み立てにはやはり保険料を上げてしているかんとあかんのかなと思うたりしますけども、基金の財源はどのようになっているのか、もう一度お聞きいたします。

それから、子どものことでありますけれども、他の組合ではそういうことが入っていないと思いますけれども、もちろん社会保障の問題であるということでありますけれども、町として独自でこれはできないものなのか、もう一度お聞きしたいなと思います。

それと、私はやはりまだいろんなもので、医療費水準とか、やはり医療の提供体制なんかは相当な開きがあるのではないのかなという思いですので、そこら辺は回答にもありますように医療の連携ということであります。日野でも記念病院がありますので非常にありがたいんですけども、その中へ、やはり連携となってくると大きい病院から、今も現在もされておられるんですけども、専門の先生を週に何回か派遣するとかそういうことも連携のうちに入るのかなという思いもありますし、そういうことはこの国保関係でも再確認されておられるのか、お聞きしたいなと思っております。

いろいろ激変緩和措置も段階的に減っていきますので、いずれは保険料が相当上がるのではないかなと思うんですけども、今年度の2018年度ぐらいでずっとしていけないのかなという思いが最後の再質問の中に含まれているんですけども、何かそういうところで今後も県独自でそういう措置がされないものか、これは今後の課題ではあるんですけども、そういうところもし分かれば教えていただきたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま、いくつか再質問をいただきました。

1点目の、国民健康保険財政調整基金の積み立ては今後どのように考えていくのかということですが、新たに積み立てというのは、今年度の決算を見て、残金が出れば積み立てるということを考えているだけで、それ以降の積み立てというのは特別に今のところは予定しておりません。平成28年末の基金残高が約5,039万4,000円でございますので、これがまず1番目に活用できるかなというように考えております。

2点目の、子どもの国保料の無料化の部分で、町独自の施策でできないかというご質問ですが、これについてはやはり国全体の大きな問題ということで、町独自で取り組むというところではなく、まずはやはり国・県等に働きかけていきたいというように考えております。

次に、医療体制について国保として再確認をしているのかというところですが、県の保健医療の計画が今見直しをされていますが、やはりまず第1次的には市町単位の診療所・病院等を活用して、通院等で利用すると、2次的に次は圏域、ここでいいますと、大きくは東近江圏域になりまして、圏域の中で入院体制を確保していくと、3次体制として滋賀県全域の中で高度医療に対応すると、こういう流れになりますので、滋賀県の中でこの医療提供体制は確保できているというように私は認識しております。

あと、最後に、激変緩和措置が平成30年度に約7,300万ほど措置されるわけですが、これを今と同じ額ですっと継続できないかという点については、国等の資料を見ていると、これは段階的に減少するというのがはっきりとうたわれておりますので、その部分を次は県で考えるかという、県についても日野町だけ特別、滋賀県全域でそれをするわけには、最終的には保険料水準の統一が滋賀県の運営方針に記述されておりますので、やはり県としてはそこを目指していくと。日野町独自でできるかという話ですが、先ほど言いました財政調整基金の財源を活用しながら、少しは負担緩和が図ればなというように思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） なかなか国保問題は大変ですので、先ほど再問に言うのを忘れたんですけども、私もこれ、研修を受けたのが国の運営協議会の委員でもあります神奈川県神田先生から受けたわけたわけでございます。その神田先生の話では町長も大分ご懇意にされているというようにお聞きしたんですけども、神田敏史先生ですけども、最後になりますけども、もちろん、町長はいろんな場で意見を述べていただいているわけでありまして、全国の町村会長あるいは知事会、その六団体の中でも率先して、国保に関して、やはりこれは社会保障であるので、一生懸

命にこれを制度上を変えてほしいという、公費負担をもう少しならんかということ
を改めて申し述べていただけたらと思いますが、町長のご意見をよろしくお願
いいたします。

議長（杉浦和人君） 東議員、今、4回目の質問ですので、要望に切りかえていただ
けますか。

11番（東 正幸君） はい、要望といたします。よろしくお願いたします。

それでは、次の地籍調査でございます。

地籍調査につきましては、以前にもお聞きいたしましたけれども、現在、町道西
大路鎌掛線の改良工事については、昨年11月ごろから今年の初めといいますか、今
年の1月いっぱいまで実施されました。この区間の調査は大方終了したのではないか
と思われま。このように社会資本整備総合事業の道路等新設改良では実施されま
すが、国・県の積極的な姿勢がないとできないものなのか、国も計画的に実施する
ような指導はされておられないのか、お聞きしたいなと思ひます。

先日も日野町の林業の現状や課題についての研修会において、やはり境界、地籍
の明確化のためにも、ぜひ早急に実施してほしいとの要望がされましたので、その
お考えをお伺いしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 地籍調査についてのご質問でございますが、町道西大路鎌掛線
の改良工事に伴う地籍調査につきましては、調査範囲を3区域に分け、鎌掛側から
平成21年度より実施をしております。2区域につきましては事業が完了しており、
残り1区域である西大路地区の調査を昨年度から着手し、本年度は現地調査を行
いました。日野町では町道西大路鎌掛線の道路改良工事に伴う地籍調査以外でも、大
字中之郷、大字奥之池で実施いたし、また、現在、大字十禅師で実施をしてお
ります。今後の土地の利用や保全のためには、土地の実態を正確に把握できる地籍調査
は必要であり、今後も継続的に進めていきたいと考えております。

地籍調査の全国的な実施状況につきましては、平成28年度末で進捗率は52パー
セントでございます。滋賀県の実施状況につきましては、進捗率は13.6パーセントで
あり、1市を除く18市町で着手をされております。日野町の進捗率は15.3パー
セントであり、滋賀県の中ではほぼ平均的な状況でございます。

また、森林におきましては適正な森林管理や施業の推進のため、森林所有者の特
定、境界確認による面積の確定作業に対する助成事業がございます。実施主体は森
林組合でございますが、町も助成をしておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 西大路鎌掛線の実施がされまして、1月に入りまして20日
ごろから31日まできちっとされております。非常に大変だったような気もいた
します。

その中でやはり、出席ができない、最初の説明会のときに、11月ごろ説明会していただいたんですけども、そんな2カ月後ぐらいでは来られへんとかいう意見がありまして、もっと早くこういう場を設けないかということで意見もいただきました。そうした中でも実施されたということは、立ち会いに出席できなかった人もたくさんおると思うんですけども、そういう場合でももう、ずっとこういうことはできていくのか、それで終了したのか、また、どれぐらい全部で出席されたのか、そこら辺ちょっとまたお聞きしたいと思います。

それと、こういうなんの経費は町が、こういう事業の中ではやってもらってるんですけども、積極的に何年度でどんだけするとか、そういうようなものは計画されておられないのかということと、もう1つ経費についても、やはりお金が要るので、これはできないものなのか、そこら辺もお聞きしたいなと思いますけども、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 地籍調査について再質問を頂戴いたしました。

今回、西大路地区の方の西大路鎌掛線の関係で地籍調査の方を実施させていただきました。1月23日の週にまとめて現地の確認の方をさせていただいたところでございます。今ほど東議員が言うていただいたように、事前の説明会の席で、少し説明会の日程等がもう少し考えたらよかったんちゃうかというふうなご意見も頂戴をしていたのは確かでございます。もうその点につきましては、説明会の中で、そのようなご意見の中で、今後もう少し出やすい状況で事前にとということの方は、しっかり町の方でも受け止めさせていただいて、今後の課題としてさせていただきたいというふうに考えております。

また、同区につきましては青葉台の造成地の方がかなり多くもう占めておりましたので、その関係で、先ほど蒲生議員がおっしゃっていただいたとおり、遠方の方の、そのような細かく分譲された土地を過去に買われた方がもう現在相続されているとか、いろんなことがございますので、この説明会をさせていただいても、大阪であったり京都であるとか、その辺から駆けつけていただいた方もございますし、また、遠方なので説明会にそもそも出席できなかったということもあります。また、現地の現場立会の方でございますが、これにつきましては、委任ということで地元の委員長さんの方に委任をされて、それで現場の立会を済ませているところがございます。

また、青葉台につきましては一応、登記上の公図みたいなような絵が確実にありますので、その辺を踏まえるとかかなり正確な、現地立会の方が、できておりませんが、地籍としては正確なものが求められるのではないかというふうに思っております。そのことも含めた現地立会になっておりますので、その図面等を法務局と調査

しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、実際に、西大路のお方につきましても、山林についてはなかなかよく知らないという方もおられましたので、その中で委員長さん、委員会のメンバーさんと立会をし、その中で境界の方を決定をさせていただいたというふうになっています。

また、外線につきましては、土地改良の中で圃場整備等が決まっておりますし、河川等も大きな部分で決まっておりますので、その範囲の中で決定していくようなことになっておりますので、事務的には、現場立会に来ていただかなくても委任状の中でその処理はできるのかなというふうに思っております。

出席率ということでございますが、現地に確認した所有者の方の出席率については、今ちょっと現在、資料を持っていませんので、また後ほど説明をさせていただきたいというふうに思っています。

そして、事業費でございますが、現在この事業を進めるにつきましても、先ほど答弁にございましたとおり、多くの費用がかかりますので、現在、国の方から4分の1の補助をいただきまして、県の方からその2分の1、町が2分の1というふうに費用を持つようになっております。町の分につきましては特別交付税の方で算入はされるんですが、費用の負担と、直接事務にあたります職員のことについては町の方でしなあきませんので、なかなか事業費がついても地元の折衝なり交渉なり調査なりを職員がたくさん現場を持ってすることは不可能でございますので、今も日野町では最大2地区ぐらいがいっぱいかなというふうに思っています。

今言うていただいたとおり、計画的な進め方というのは重要でございますが、まだ現在の事業に基づいた西大路鎌掛線の西大路地先であったり、そのようなことを利用させていただきますので、もう少し、全体としての町の計画はまだ定まっておりますませんが、地元の要望等に応えながら、今後も計画的に事業の方を進めさせていただきたいなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 委任状があればそれでいいわけですが、もらえない方も結構あるのかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどのようにされておられるのか。

そして、やはり、西大路で気がついたんですけども、いろんな事業を渡して、請負というのか、渡される方もあれはこちらで持たんなんですか。いろんな、ピラ張って、ここは地籍をやってるぞという、赤い札やらいっぱい、ずっとされておられるんですけども、そういうような賃金とかそんなんでも、ここが持たれるわけですか。そこら辺をもうちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 再質問の方を頂戴いたしました。

委任状がなければ当然決まりませんので、委任状のないところは決定は勝手にはできませんので、その辺はまとめた中で、もらった状況でさせていただいております。

赤いビラとかそういうのは現場の杭のことですか。それは委託の方をさせておりますので、委託の業者の費用の中で持っていていただいております。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時から再開いたします。

－休憩 10時42分－

－再開 11時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

ここで、住民課長、建設計画課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

住民課長。

住民課長（澤村栄治君） 先ほどの東議員からの再質問に対する答弁の中で、県内の法定外繰り入れについて回答しました中で、平成27年度の県内市町が7市というように答弁しましたが、正しくは、6市町、7億2,900万円でございます。訂正し、おわび申し上げます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 建設計画課の方で先ほど東議員さんの方に応えた再質問の中の事業費の補助割の方でございますが、少し間違った答弁をいたしました。事業費の2分の1が国、半分を国が持ちまして、その半分の4分の1を県、4分の1を町が持つということでございます。訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

それと、当日、西大路地区の立会の率、人数ということでございます。対象者の方につきましては78名でございます。そのうち現地に出席をさせていただいたのが24名、委任状の方が34名ということで、全体に出席者と委任状をあわせると73パーセントの方が来ていただいたということになっております。また、連絡がとれなかった方が20名というふうになっております。これはほぼ青葉台の方かなというふうに承知をしているんですが、これも先ほど説明しました、現地に来てはいただいけません、法務局にも地籍図が出ていますので、その辺は法務局と相談して、最終的なまとめ方になってくるかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） それでは、次に、7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、通告書に基づき、3つの項目について分割で質問させていただきます。

はじめに、国民健康保険制度改正の県移行について質問させていただきます。こ

れは先ほど東議員の方も質問されましたので、重複する部分があるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

国民健康保険制度改革の背景には、人口が減少し高齢化する中で、平成27年度には国民医療費が約42兆円と、医療費が毎年約1兆円増加し、少子高齢化による若い人への負担が増えています。また、国保の加入者は年齢が高く、医療費水準が高いという国保の構造的課題があります。そうしたことから、医療保険制度の安定化、世代間の負担の公平化、医療費の適正化を目指して、国民皆保険が将来にわたって堅持することができるよう、平成30年、今年4月から国民皆保険であります国民健康保険制度が改正されます。改正後は都道府県が財政運営の責任主体となり、制度の安定化を図ります。市町村は運営主体となり、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き町が担うこととなります。

日野町ではこの改正を多くの方に理解してもらえるように、2月13日から2月18日にかけて、7地区公民館と林業センターで住民説明会を開催されました。しかしながら、出席者は少なかったように聞いています。住民説明会による住民周知は重要であります。広報ひのの2月号でも、国保制度の改正により変わること変わらないことが分かりやすく掲載されておりました。

滋賀県国民健康保険の運営方針では、市町間の医療水準の格差が全国的に見て最小水準であり、平成36年度以降のできるだけ早い時期に、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる保険水準の統一を目指す方針であります。日野町は激変緩和措置により、平成30年度は現行に比べて1人当たりの保険税額は1,400円減となりますが、激変緩和措置の金額が段階的に減少することにより、平成30年度以降の保険税額は次第に上昇することとなります。市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するとありますが、実質の仕事量は削減されるのでしょうか。保険給付サービスは改善されるのでしょうか。引き続き保健事業の中で健康寿命の延伸、医療費の適正化、医療費の削減、特定健診の受診率の向上を図るため、日野町の実施計画を策定し、国保加入者の健康増進に取り組むこととなりますが、市町により特定健診、がん検診の受診サービスが異なりますので、受診サービス向上を願うところであります。

そこで、お伺いをいたします。

1つ目に、住民説明会の経過の中で改正の理解を得られたのかどうか。

そして、2つ目に、医療費等の伸びを考慮した賦課総額の見込み推移はどうか。

そして、3つ目に、保険水準の県統一と給付サービスの統一的な運営方針の町の見解はどうか。

そして、4つ目に、特定健診、がん検診の受診サービスの向上・改善はされるのかどうか。

以上の4点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 国民健康保険制度改正に伴うご質問をいただきました。

今回の国民健康保険制度の改正に伴い、2月13日から1週間かけまして、町内各地区7会場において住民説明会を開催いたしました。住民説明会では、今度の制度改正に伴い、国保への財政支援の拡充による財政基盤の強化が図られること、また、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担い、制度の安定化を図るものとされたこと、あわせて、国民健康保険税率の見直しなどについて、説明をさせていただきました。また、国民健康保険の制度改正については、住民理解が得られるよう広報ひの2月号にも掲載したところでありまして、一定のご理解はいただけるものと、このように思っております。

次に、2点目の、賦課総額の見込み推移についてでございますが、滋賀県が平成30年度の国保事業費納付金および標準保険料率を算定する際に推計した1人当たりの医療費は1.4パーセントの伸び率でございました。国民医療費の伸び率は通常2から3パーセントの伸び率で推移と言われておりますので、今後の診療報酬の改定や制度改正の影響などにもよりますが、賦課総額の推移は、激変緩和措置の段階的な縮小に伴う増加分に加え、さらに医療費2から3パーセント程度の伸び率を見込む必要があると考えております。

3点目に、保険料水準と給付サービスの統一についての運営方針に対する町の見解でございますが、まず、保険料水準の統一につきましては、将来的には目指すべき方向であると考えておりますが、これまで各市町が保険料を設定してきた経過や収納率、保健事業の差異など様々な事情があることから、期限を含め慎重な対応が必要であると考えております。また、給付サービスの統一につきましては、特に保健事業は市町によって経費や取り組みに差があることから、運営方針のとおり、県全体の保健事業の底上げが必要であると考えております。

4点目の、特定健診、がん検診でございますが、特定健康診査の受診率を向上させることは保健事業の重要な対策の1つと考えております。受診率を向上させるために、広報やホームページへの特定健診の実施のお知らせの掲載や、全戸に日程表の配布、また、個別通知や電話による受診勧奨も行っております。さらに、健診機会を増やすために協会けんぽが実施する健診に合わせて実施する取り組みも行います。平成29年度の特定健診の集団健診受診者は前年度比約80名の増加となりました。今後も受診勧奨を行い、特定健診を受診いただき、自分の健康状態を確認していただけるよう進めてまいります。がん検診におきましても、個別通知による受診勧奨

を行っております。がんの早期発見により医療機関への受診につなげていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、再質問させていただきます。

今年4月から国民健康保険制度が改正されることの住民周知に努力していただいておりますが、まだまだ行き届いていないと思われません。新しい被保険者証の発送の際に案内もしていただけるものと思いますし、今後、保健事業の中で住民周知に引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目の医療費等の伸びが2パーセントから3パーセントということでございます。これですが、3パーセントという形で計算して、金額的にどのくらいになるかなというところをお聞かせ願いたいというふうに思っていたわけでございます。私の方で3パーセントの推移で推計したところでは、1人当たりの保険税額は毎年3,000円ほど、6年間上昇するのではないかなというふうに思っております。被保険者数は減っていきますので、さらに金額も上昇するというふうに推計されますが、町の方での推計がどれくらいの想定されているのか、教えていただきたいと思っております。

そして、気になることでありますけど、収納率についてでありますけど、日野町は平成28年度で96.49パーセントと県内での収納率の方では上位の方であるというふうに思います。目標収納率の達成の評価としてのインセンティブの優遇措置はあるのかどうかというところをお聞かせ願いたいと思っております。

そして、昨日でありますけど、新聞で、県は健康寿命の延伸を目指す施策を担う健康寿命推進課の中に健康しが企画室を新設する組織改正の記事が掲載されておりました。こうした県の指導にありますように、健康寿命を延ばすことは重要であります。それには、健康診断の受診率を上げることが必要になってきます。それに対して日野町の方では、平成30年度、今年4月より特定健診の自己負担1,000円を無料にして、ヘルスケアポイントとしておさんぼカードの使用ができるように給付サービスの提案をしていただいております。近隣の状況を見ますと、東近江市や近江八幡市では既に自己負担は無料になっております。そして、人間ドックの料金は半額ということで補助されております。日野町の今回このように改正されたことについては、県の給付サービスの統一の中でこうした措置がされるようになったのかどうかというふうに思うんですけど、その辺のところをお聞かせ願いたいと思っております。

そして、保健センターの方でも特定健診の受診率を向上する取り組みをしていただき、受診率も上げていただいているということでもあります。また、特定保健指導の実施についても徹底して取り組みもされているということで認識をしております。中でも、がん検診は早期発見・早期治療につながる重要な検診であると認識してお

ります。そして、以前にも一般質問でもお願いしたことでありますけど、特定健診の中で前立腺がんを検査するP S A検査という検査があるわけですが、それも特定健診の中でのがん検診の検査項目に入れていただきたいなというふうに思うわけでございます。P S A検査は採血検査で簡単に検査ができるものでありまして、特定健診の中でも採血はして検査しますので、同時にそれができないかなというふうに思います。もちろん、それは自己負担という形でよいかと思うんですけど、今後こういったことの検討もしていただきたいと思います。またそれについては、県の方に要望もしていかないのかなというふうに思いますので、その辺のところをどうかというふうに思いますので、お伺いをしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま、国民健康保険についての再質問をいただきました。

まず、1点目の、医療費の伸びを考慮した場合の1人当たりの保険税は毎年どれぐらい上がるのかということで、率ではなくて額でという点でのご質問をいただきました。町長の方で答弁されましたのは、医療費の伸びは大体2から3パーセント程度を見込む必要があるということで、ただ、県が30年度に1人当たりの医療費の伸びは1.4パーセントと見ましたので、私、手持ちでは2パーセントで試算した数字を持っておりますので、その2パーセントずつ毎年医療費が伸びるということで仮定して計算させてもらいますと、まず、医療費の2パーセントの伸びによる単年度の増加額についてですけれども、基本的には医療分の賦課総額の3億900万と医療分に係る激変緩和の7,100万、これ合計しまして3億8,000万に対しての2パーセントが毎年伸びていくということで、760万円が総額として伸び、これを1人当たりで割り戻しますと、1,638円の増という形になります。それにあわせまして、激変緩和が仮に段階的に1,200万ずつ減少すると仮定した場合には、1人当たり2,586円の増という形になりまして、合計では単年度で4,224円の増という形を見込んでおります。

2点目の、収納率達成の評価としてのインセンティブの優遇措置についてご質問をいただきました。今回の国保制度改革の中の大きな柱でございます、国保への財政支援の拡充による財政基盤の強化を図るというものがございます。このため国では、新たに約3,400億円の財政支援を行う計画となっております。

この財政支援の中に、医療費の適正化に向けた取り組みなどに対して支援を行うということで、新たに保険者努力支援制度が創設されることになりました。この保険者努力支援制度は、国が医療費の適正化や収納率など保険者が取り組む項目を設定し、各項目ごとに評価指標というのを設けまして、その評価指標の実施や達成度によって加点され、合計ポイントに応じて財政支援が受けられるという仕組みのものでございます。この評価指標の中に収納率向上に関する取り組みというのがあります。

まして、その中に市町村規模別の収納率、上位5割以内に入っている、3割以内に入っていると、こういう評価指標があるんですけど、当町は5割以内には入っているということを想定しておりますので、その分については一定、努力者支援制度が受けられるのかなというように思っております。また、保険料の収納対策として、短期証や資格証明書の発行、また、滞納処分を行っているという評価指標もありますので、その部分にも該当するのかなというように思います。

今言いましたのが国の制度でございますけども、都道府県、滋賀県の中にもそうした評価指標がございます。県の2号繰入金の中で収納率の向上に係る交付金が設けられる予定というようになっております。また、ヘルスケアポイントにつきましても、保険者努力支援制度が設けられまして、評価指標の中に個人へのインセンティブの提供の実施として、商工部局との連携、地域の商店街との連携等の健康なまちづくりの視点を含めた事業を実施しているかという評価項目がありまして、この評価項目に該当すると見込んでおります。

あと、残りご質問いただきました特定健診の自己負担の無料化などの保険給付サービスについて、また、前立腺がんに係るご質問については、福祉保健課の方から答弁をいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） 2点についてご質問いただいたと思っております。

まず、1点目でございますけれども、特定健診の受診にかかわる自己負担の公費負担ということで、平成30年度から集団健診、また、医療機関でお受けいただく個別健診について公費負担していこうということで決めてございますが、これについて給付サービスの統一について考えているのかというところ辺だと思っておりますけれども、町の場合、特定健診の受診率が滋賀県の県内においても、昨年度でいきますと15番目であるということで、低いということが課題であったということが1つございます。受診率という数字だけを追い求めるということではだめだとは思いますが、特定健診を継続的に受けていただくということについては、ご自分の健康状態を知っていただくということで、非常に大切なことであるという認識は当然持っております。そのことから、少しでも特定健診の受診に足が向くといいますか、継続的に受診いただくという動機づけをするための施策というふうに、うちとしては認識をしているところでございます。

もう1つ、がん検診と申しますか、前立腺がんにかかわる検診についてご質問いただいております。おっしゃっていただきましたとおり、全国的には前立腺がんにかかわるがん検診についてはかなり多くの自治体で実施されているところですが、特定健診の中でそのがん検診をされているかどうかという位置づけについてはまた別問題でありますけれども、がん検診として全国的には多くの自治体で実施されてい

るといことになります。県内におきましては、実は19市町のうち草津市が実施しておりまして、これは滋賀医科大学との共同の研究テーマで、前立腺がんにかかわるテーマで研究をされてきたということですが、平成30年度の動向につきましては内部で検討して、その見直しも含めて、30年度についてはまだ未確定であるというふうなことをお聞きしております。したがって、町で前立腺がんにかかわる検診についてどのような方向性を持っていくのかということなんですけれども、平成30年度においては明確な方向性は持っておりませんので、近隣市町ならびに滋賀県と協議もしつつ、どのような方向性を持っていくのかということについては協議していきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、今の2点目のところでの保険税額が、1人当たりについて、私が推計していたよりもかなり大きい開きがあったというふうに思います。これだけやっぱり保険税が今後、保険者に対する負担がかかってくるということには、かなり厳しいところがあるのかなと。県に統一化になったばかりにこういうように保険税が上がってくるというところでは、ちょっと矛盾したところがあるかなというふうに思うんですけど、これも、健康保険の中での無理もないことかなというふうにも理解するわけですが、今後こういったことの、保険税を下げ方向での努力というのが必要になってくるかと思っておりますので、また県への、国への働きかけの方をよろしくお願ひしたいなというふうにも思います。

ちょっと質問はもうしませんが、要望といたします。そしてあと、給付サービスがこの前と低下しないようにということも大事なことかと思っておりますので、充実するようお願いをいたします。そして、県全体の保健事業の底上げということにつきましても、日野から発信するような形でもお願ひしたいというふうに思います。そして、県への移行による影響で、いろいろと戸惑いがあるかと思っております。4月から町が運用したいということでもあります。これまでも日野町での運用をされていたわけなんですけど、スムーズな運用、運営に取り組んでいただきますようお願いしたいなというふうに思います。

そして、過日、日野町の第2期保健事業実施計画、データヘルス計画、そして、第3期の特定健康診査等の実施計画の素案の説明を受けたところでございますが、実施計画の策定をされて、そして、国民健康保険の加入者の健康増進に取り組まれますことを願ひ、期待もしております。そして、先ほどのPSAの検診についてでございますけど、すぐにはなかなか難しいことかと思っております。また県への今後の働きかけ、要望をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、要望とさせていただきます。

次に、2つ目の近江日野まちなか観光交流拠点施設を活用した商工観光振興について、質問させていただきます。

2月11日から3月11日まで、「～昔と今、町を巡る、時を巡る～」として、日野ひなまつり紀行が開催されました。大窪から村井、西大路にかけて商家や民家など約150カ所以上で、棧敷窓を活かした美しくおひなさんが飾られた家並みを散策して楽しむことができます。これは日野ひなまつり紀行実行委員会のメンバーの方の、かつて近江日野商人が栄えた日野の活気あふれる町を取り戻し、元気な町にしたいという思いで開催され、年々協力者が増え、来客も増え、町のにぎわいを感じております。多くの町民の皆さんの町への熱い思いが結集され、日々の努力をされた成果であると考えます。町や観光協会、そして、商工会などがしっかりと支え、町の活気につなげていただきたいというふうに思います。

そうした中で、今年度、地方創生交付金事業を活用して、日野まちかど感応館駐車場の拡大、拡張の整備をしていただきました。これは日野町の観光振興を促進するため、日野まちかど感応館を拠点として近江日野商人館と近江日野商人ふるさと館旧山中邸を連携するとともに、大型バスなども駐車できるように整備されています。あわせて、日野町に来られた方が食事をされる場所が少ないことから、イベント時等に食事を提供する場所や特産品売り場を設置する観光交流施設を建設されています。大いに観光客や町民の皆さんが利用・活用され、繁盛することを期待するところであります。

こうした観光施設整備とともに、観光客の誘客が何よりも重要であります。新成人と議会との懇談会の中でも日野町の観光地などの情報発信が見えてこないという意見を聞く中で、ホームページの活用や情報を共有できる企業、旅行会社と観光協会がコラボして、ツアー観光プランの情報発信などの取り組みをPR宣伝して、観光客や町民をまちなかへ誘客できないかと考えます。

日野町を活気あふれる元気な町にするには、商工観光振興は重要な施策と考えます。まちなか商店街への誘客、まちなか観光への誘客が求められています。こうしたことから、日野まちかど感応館の駐車場と観光交流施設を活用した商工観光振興計画の構想の構築が重要ではないかと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

- 1つ目に、駐車場と観光交流施設の活用をどのように運用されるのですか。
- 2つ目に、観光イベントの情報発信、誘客プランをどのようにされるのですか。
- 3つ目に、町がにぎわう商工観光振興計画の構想をお伺いいたします。

以上の3点をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） まちなかへの観光客の誘客についてでございますが、地域の方々

の発案とご協力、また、観光協会や商工会などとの連携によりまして、春と秋の栈敷窓アートやひなまつり紀行などイベントが定着し、たくさんの方が訪れていただいているようになってまいりました。

まず、1点目の駐車場と観光交流拠点施設の活用、運用についてでございますが、近江日野商人館とふるさと館のほぼ中間に位置する日野まちかど感応館における大型バス駐車場とイベント時の食事場所整備が課題であったことから、今般、地方創生交付金事業を活用して観光交流拠点施設を整備したところでございます。町が管理をしながら、観光協会を中心として商工会や地元商店街などとも協力し、イベント時の飲食の提供のほか、創業を目指す方のチャレンジショップとしての利用などにより、新たな魅力を発信し、観光誘客によるまちなかのにぎわいの創出に結びつけられるよう取り組みたいと考えております。

次に、観光イベントの情報発信、誘客プランについてでございますが、広域観光情報誌や新聞記事への掲載などによるもののほか、民間のフリーペーパーやJ A F（一般社団法人日本自動車連盟）の情報誌にも取り上げていただくなど、また、観光協会においてインスタグラムやフェイスブックなど新たなSNSを活用しながら情報発信に取り組んでおります。旅行会社などと連携した観光プランの情報発信につきましては、東近江観光振興協議会の事業で旅行会社などを招いて圏域を案内して情報発信するエージェントツアーにも取り組んできたところでございます。日野町の観光について旅行会社に個別に誘致宣伝するなどの取り組みも検討していければと思っております。

3点目に、町がにぎわう商工観光振興計画の構想についてでございますが、ブルーメの丘にあっては、日野駅との間を近江鉄道バスのボンネットバスを譲り受けて、途中の乗降はできないものの、まちなかを通るシャトルバスを3月中旬から運行されます。町なかでのイベントなどとあわせて、日野駅観光案内交流施設なないろと町なかを結び、まちなかのにぎわいとさまざまなツールでの情報発信による交流人口の拡大と、さらには移住定住の促進につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 再質問をさせていただきます。

観光交流拠点施設の活用、運用についてであります。お聞きいたしました、いまひとつ響いてこないと思います。これといった運用が見えてこないということで正直なところでございますが、観光交流拠点施設をいかにして活用し、日野町の観光振興につなげるか、そして、日野町の繁栄と町の活性化に大きく作用するものと考えております。観光交流拠点施設は常時開設され、イベントが開催されて、特産品や農産物の販売がされ、食事もいただくことができ、観光客に限らず地元住民

の憩いの場所となり、誰もが気軽に集えることのできる施設であってほしいというふうに願います。

先日、11日に開催されました日野祭囃子共演会のように、あの勢いで町民の方々が1つに団結することができれば、できないことも可能にできるように思います。心意気と勢いを感じたところでございます。施設の活用、運用にあたっては、ひなまつり紀行実行委員会さんとか日野曳山保存会さん、そして、日野まちなみ保全会さん、文化振興事業団、観光協会、商工会、文化協会等の地元住民の方々に企画、参画、協力をお願いして、施設の活用を皆さんで協議されてはどうかというふうに思います。町ぐるみで取り組みするような形でないと、なかなか難しいのではないかと思いますので、町のそういったお考えはどうかというところでお聞かせを願いたいと思います。

2つ目に、観光イベントの情報発信、誘客プランでございますが、答弁にありましたように、しっかりと情報発信と旅行会社への誘致宣伝に専念をされますことを期待をいたしますが、旅行会社への誘致宣伝にはどのように取り組まれるのかというところで、もう少しお聞かせ願いたいというふうに思います。

そして、3つ目には、町がにぎわう商工観光振興計画の構築ということですが、日野駅を起点として日野の町並みを散策する、町なかへ誘致するプランを企画し、町内商店街の繁栄とにぎわいにつなげていく観光誘客プランの構築に取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。そしてまた、日野まちかど感応館を拠点として近江日野商人館と近江日野商人ふるさと館の山中邸の3カ所をどのような動線で結びつけていくのかと、そういった観光プランをお聞かせ願えたらなというふうに思いますので、以上の3点について再質問させていただきます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 齋藤議員の方から3点について再質問ということでいただきました。

まず、施設の活用ということで、ひなまつり実行委員会とかあのようないろんな各団体のご協力をいただいた中で進めていくのがいいのではないかとというようなご提案をいただきまして、私どもの方もそのようなことを従来から考えておりまして、今年度におきまして、県のびわこビジターズビューローという、滋賀県の観光協会なんですけども、そちらの方からご支援いただいた中で、日野町内で新たな観光まちづくり推進事業ということでワークショップを設けて何回かそういう各団体さんに寄っていただいた中で、1つのプランという形でつくっていただくというような機会もありまして、関係する団体さんについても、もちろん観光協会はあるんですけども、ボランティアガイド協会とか商工会、また、駅前の商店街とか、銀座商店街、地域おこし協力隊なんかも含めまして、いろいろ議論をしていただいたという

こともございまして、この4月からはまた、この施設の利活用について企画委員会というのを観光協会の中に設けていただいて、各関係団体からのいろんなご意見とかを伺った中で、新たなそういう誘客のプランとか新たなイベントにつながっていくような、そういうような委員会を立ち上げたいなというふうに思っています。

それから、旅行会社への誘致宣伝ということなんですけども、やはり旅行会社さんの方へ具体的に、ここへ来てこういうところを見てもらって、ここで食事していただくというような一連の流れを、旅行プランというのをやっぱり提示する必要がありますので、今申し上げたような形でいろんなイベントも開催する中で、こういうようなことがありますよということを具体的に持って行って、今までなかなか直接旅行会社さんへ行くということはあるまじなかつたんですけども、そういうようなことも視野に入れて進めていきたいなというふうに思っています。

それから、具体的なプランということなんですけども、今ほど議員おっしゃったように、当然、玄関口である日野駅、こちらからいろんな交通手段も考えながら、先般も質疑の中でも申し上げましたように、レンタサイクルもたくさん充実しているような状況ですので、ゆっくりと町なかを散策していただきながら、こちらの観光拠点ならびにふるさと館、商人館の方への誘導ということも含めて進めていきたいなというふうに思っています。先ほど申しましたワークショップの中でも、鯛そうめんを食す旅、昭和の風情が残る懐かしい町を訪ねてと、こういうような題名をつけたような、そういうようなプランを提案いただいているところでございますので、そういうようなところを、みんなが知恵を出し合ってプランづくりを進めていきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 今のご答弁で大体ちょっと、活用、運用の部分は見えてきたかなということで安心するわけですが、企画委員会を設置するというところで、早急にそういった形、建物は今年度中にできるということでもありますので、そういった企画等を検討いただいて、さらによい活用で運用をしていただきたいなというふうによろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと再質問させていただきたいと思ひんですけど、情報発信の部分で、イベントを開催するにあたって、なかなかいろいろなところへのそういった情報が伝わらないという部分があると思ひます。日野駅でもいろいろなコンサートとかイベント、こういう方が入られてこういうことを、喫茶やっておられるという情報でも、なかなかどこへ聞いたら分かるんやとかいうて聞かれるわけなんですけど、そういったことの情報発信する、伝えていくということがこれからもこの事業においては大事なことかなというふうには思ひますけど、その部分はどのような形で取り組みをしていこうと考へておられるのかという部分で、もう少しお聞かせ

願いたいというふうに思います。

もう1点は、先ほど、レンタサイクルで町なかを回るとのことでの取り組みを考えているということですが、レンタサイクル、今年度からというか、取り組みをされているんですけど、実質、レンタサイクルを借りられている方がどれだけあるのかなど。その辺も、こういうことをしているということのPRなり宣伝がなかなかそこまで行き届いていない、そういうお客をそういうツアーの中に取り込むという形での宣伝なりPRがまだまだ不十分ではないかなというふうに思うんですけど、その辺のところ、今後もそれを生かすようなプランを考えていただきたいと思うんですけど、現在のところでは、今年度なり、レンタサイクルどれだけの使用があったのかということについてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 情報発信の方法ということで、先ほど町長の方からも申し上げましたように、やっぱり今はスマートフォンとかパソコンとかそういう電子媒体というんですか、そちらの方が結構、若い方から高齢者の方につきましても、情報収集という面では一番のツールというんですか、もうこのごろは印刷物というのがなかなかあまり効果がないというようなことも聞いておりますので、そちらの方を重点的に進めていきたいなというふうに思っています。そういう面からいいますと、今、地域おこし協力隊で来ていただいている鶴瀬隊員なんかは、今言うてるインスタグラムとかフェイスブックとかそういうようなことでいろいろ今、ふるさと館のお食事の宣伝やらもされていまして、相当ご利用も増えてきているということもございますので、観光協会につきましてもそういうような情報発信をもっと進めていかなければならないなというふうに思っていますし、先ほどありましたように、どこへ聞いたらええねやというようなこともあると思いますので、その情報を各施設ならびに当然、日野駅とか離れたところでも、町内どの施設も、そのイベントはこういう形でいついっかにありますというのが情報共有ができるような形をつくっていききたいなというふうに思っています。

もう1つ、レンタサイクルの利用実績なんですけども、ちょっと具体的な数字はないんですけども、年間大体1,000台ぐらいはご利用いただいているというふうに思います。駅前へおりますと、松喜園さんの方でレンタサイクル30台ぐらい持っていますし、町から貸与させていただいた電動アシスト自転車も4台設置させていただいておりますので、ちょっと脚力に自信のない方でも、それで回っていただけるといいかなというふうに思いますし、レンタサイクルについてはほかに西塚商店、それから観光協会の方でもお借りいただけることはできると。ならびに、電動アシストについてはブルーメの丘にも配置させていただいておりますので、それをご利用いただいた中で、まちなかへあらゆるところから誘客していきたいなとい

うふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） いろんな形で情報発信していただく形、また、いろんなところでも情報発信していただくということで取り組みもしていただきたいなというふうに思います。

最後は要望といたしますけど、町と地元住民の皆さんと知恵を出し合い、まちなか商店街の繁栄、にぎわいにつなげていただくよう期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。住民の皆さんが喜んで集える、利用しやすい観光交流拠点施設にさせていただくようお願ひをいたします。

次に、3つ目の学童保育所の現状と課題について質問をいたします。

近年、乳幼児等の保育所への入園児が多くなつてきています。そうした中、学童保育所への入所児も年々増えてきている状況にあります。日野町は早くから各小学校区に学童保育所を設置・整備していただいています。必佐小学校の「太陽の子」では、入所数が増えたことで「第2太陽の子」を平成27年度に増築されました。日野小学校の「ヒノキオ」では、入所数が多くなる見込みから隣接地を取得され、平成30年度に2階建ての学童保育所を増設され、「ヒノキオC」「ヒノキオD」を設置される計画で対応していただいています。

今後心配されますのは、西大路と南比都佐であります。西大路小学校の「わたムッキー」では旧JAの建物を使用されていますが、老朽化しているとお聞きをしています。また、南比都佐小学校の「ぴっこ」では旧南比都佐公民館の施設を使っていることから、老朽化しているので耐震等の改修をしてほしいとの声を聞いております。桜谷小学校の「さくらんぼ」では小学校の空き教室を使用されています。西大路と南比都佐でも桜谷のように小学校の空き教室を使用させてもらえないかと考えます。

また、学童保育所の施設整備とともに、受け入れ体制として保育士さんの人材が必要になりますが、保育所の保育士さんと同様に学童保育所の保育士さんも人材確保が難しいように聞いています。

そこで、お伺いをいたします。

1つ目に、学童保育所の現状と動向をお伺いいたします。

2つ目に、今後の学童保育所の受け入れ施設整備の見解を伺います。

3つ目に、保育士の人材確保の状況をお伺いをいたします。

以上の3点について、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 学童保育所の、まず、現状についてでございますが、保護者の就労状況によりまして保育園の入園者が増加しており、これにあわせて学童保育所

の入所者も増えておるところでございます。平成25年度では全体で214人であったものが今年度は278名となっております。増える状況は「ヒノキオ」を中心にいましばらく続くのではないかと想定をいたしております。

次に、学童保育所の施設整備についてでございますが、小学校の空き教室については、桜谷小学校につきましては、学校建設当時に各学年2クラスであったことから普通教室を12教室設置しております。その後、児童数の減少により学級数が減少したことから教室に余裕があったため、学童保育所として使用することが可能となったものでございます。西大路小学校と南比都佐小学校については、学校建設当時から各学年1クラスの児童数でしたので普通教室は6教室しかなく、また、その他の特別教室も含め、現在、空き教室がない状況でございます。今後につきまして、早急に検討していかねばならないと考えております。

次に、学童保育所の指導員の確保でございますが、保育園の保育士と同様、厳しい状況でございます。学童保育所では指導員確保のためハローワークへの登録のほか、直接、大学への案内等を実施し、確保に努めていただいております。平成30年度に向けては新たに3名の指導員の確保ができたと聞いておりますが、引き続き努力をいただいております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、何点か再質問させていただきます。

今後の動向につきましては、増える状況がしばらく続くということで想定されているところということでもあります。そしてまた、学童保育所の施設整備については、今後、現在の施設の改修やほかの施設の利用等を早急に検討しなくてはならないと考えていただいているところでもあります。もし大きな地震が起きたとき、誰が守ってくれるのかと心配しているという声をお聞きしております。

そこで、教育長にお尋ねしたいのですが、西大路小学校、そして、南比都佐小学校については空き教室がなく、現時点では学童保育所としての使用は難しいとのことではありますが、もし空き教室等があれば学校内を利用することは可能であると考えていただいているということによろしいのですか。お尋ねをいたします。

次に、保育士さんの人材確保であります。学童保育所の保育士さんの資格は要るのか、そして、児童数による保育士の配置基準というのはあると思うんですが、その辺はどうなのか伺います。

そしてまた、保育士確保のための処遇改善を図り、保育士さんの人材確保に努めることも必要と考えます。人材確保の対策、取り組みについてのお考えをお伺いをいたします。

もう1点、平成30年度の児童健全育成事業を見ますと、学童保育所運営補助が1,000万ほど増額となっております。国・県補助金があり増額されたことと思います。

学童保育所の処遇改善をされることになるのかというところでお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（高橋正一君） 齋藤議員から学校の教室の利用ということで再質問をいただきました。

現状では、先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、南比都佐と西大路小学校については空き教室というのはない状態でございます。しかしながら、現有の学校施設を有効活用して学校教育に取り組んでいるところでございます。しかしながら、西大路、また、南比都佐の学童保育所の老朽化の対応策が課題となっている中で、町として新たに建設を行おうとすれば多額の費用の措置が必要となると見込まれるところでございまして、学校施設の活用方法について工夫できる方法について具体的な検討の可能性について、町として学校現場と十分に協議を進めていくことが、今、重要であるというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） ただいま、齋藤議員さんの方から、学童保育所の支援員さんのことについて再質問をいただきました。

まず、支援員の方の資格は要るのか、配置基準はということでございます。支援員さんの資格でございますが、放課後児童支援員という資格がございます。取得のためには定められた研修の受講をいただく必要がありまして、各学童保育所には2名以上の支援員が必要とされ、うち1名が資格の取得者であるということが定められているところでございます。この研修につきましては滋賀県の方で開催されていまして、約4日間の受講が必要ということになっております。

また、支援員さんの処遇の改善等につきましてでございますが、ただいま1,000万円の予算の増ということがございましたが、この増額につきましては、支援員さんの処遇改善や障がい児の受け入れということに伴う増でございます。その主なこととしては支援員さんの処遇改善に活用されるというものでございます。支援員さんの確保につきましては、国・県の動向を見ながら処遇の改善についても今後もできる限り努めていきたいというふうに考えております。また、求人などにつきましては、学童保育所にも協力をしながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 設備整備が今後の西大路、南比都佐においては課題になってくるんだというふうに思います。今、教育次長の方からもご答弁いただきましたように、なかなか新しく設備を整えるというのは大変なことかなと思いますので、そういった学校での利用も含めて協議していただくということで、よろしく願いしたいと思います。

最後に要望といたしますが、学童保育所の施設整備、そして、保育士さんの人材確保、そして、生活支援、学習支援の充実に向けての町の支援を引き続きお願いしたいと思います。そして、さらに、国・県への、学童保育所の拡充になりますよう要望活動を引き続きお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は13時30分から再開いたします。

－休憩 12時02分－

－再開 13時30分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、魅力あるまちづくりについて、お尋ねいたします。

昨日の後藤議員さんの一般質問でもお話をされましたが、2月に行われた新成人の皆さんとの懇談会では、日野町への熱い思いや率直なご意見を聞かせていただき、今後も若者の声を直接聞き、魅力あるまちづくりが必要だと強く思ったところでございます。

今もなお地方の人口減少問題は続いており、日野町でも少子高齢化も進んでいます。また、若い担い手の減少など課題は多いと思っております。近年、まちづくりや地域おこしにおいて学生と商店街などが連携して、斬新なアイデアを持つ学生の力を生かして地域や商店街の活性化や再生につなげていく取り組みに期待が寄せられています。県内の自治体での取り組みなども聞くところでございます。学生の持つアイデアや行動を生かして魅力あるまちづくりに成果を出していくためには、地域と学生、大学、商店街、行政といった関係者同士のパートナーシップが重要であると言われております。日野町も地域の若者にまちづくりに参画をしてもらえる取り組みが必要なのではないでしょうか。

新聞報道によりますと、近江八幡市選管は若者に選挙への関心を持ってもらうため、選挙事務サポーターを市内在住の若者から募集し、期日前投票所で立会人を務めてもらうとの記事でございました。さまざまところに若者を起用していく1つの事例であると言えるのではないのでしょうか。若者が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりには、若者の声を聞き、参画できる機会をより多くつくっていくことから始まっていくのではないかと私は考えます。

そこで、町の魅力あるまちづくりのための取り組みについてお伺いいたします。

1点目は、観光交流施設なないろでのカフェなど、地元高校生が協力されるなど地元高等学校との連携は続いているというふうに思っております。連携して取り組まれた実績と、今後はどのような取り組みが必要と考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、日野町が現在行っている大学や学生との連携、取り組み状況をお伺いいたします。

3点目は、町でも若者の声を聞く機会が多いと思っております。連合青年団の皆さんや若い職員さんなど交流をされているというふうに思いますが、そんな中で、若者から魅力あるまち日野町と思ってもらえるよう町が考えておられる打開策をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 魅力あるまちづくりについてご質問をいただきました。

まず、最初に、地元の日野高校との連携の実績と今後の取り組みについてでございますが、以前より町の各種イベントへの参加や意識調査に協力をいただくなどしてまいりました。最近では、ご指摘のありましたように、日野駅のなないろにおいて日野高校の授業の一環で日野高カフェを実施していただいているところでございます。実際にお客と接することで商売を身近なものとして捉える機会になったと学校から伺っております。このほか、商店街の閉店時のシャッターに日野高校の美術部が近江日野商人やシャクナゲなどを描いていただくなど、町のにぎわいのためにご協力をいただきました。

また、若者が地元に住み、働き、日野町を盛り上げようとする気持ちを醸成するため、3月20日には三重県多気町の高校生レストランの仕掛け人である皇學館大学の岸川政之教授の講演を日野高校で開催することとしております。講演会を通して日野町の魅力を見つめ直していただける機会にしたいと考えております。引き続き日野高校との連携をしながら取り組みたいと考えております。

次に、大学や学生との連携や取り組みについてでございますが、第5次総合計画の中間評価や総合戦略の作成時に学生も入っていただき、町の職員や地域の方々と合同で作業をさせていただきました。

また、最近では近江日野交流ネットワークが龍谷大学との間で、学生に農泊をしてもらい、修学旅行の誘客に向けた資料の作成などについて連携をされているところでございます。

次に、若者から魅力ある町と思われる打開策はということでございますが、日野町に住む若者が、自信と誇りを持って同世代の若者にこの町を紹介してくれる、他の町の多くの若者も日野町を紹介してくれる、そんな町になるように、子どものこ

ろから地域行事や町の歴史・文化を学び、みんなが安全で安心して楽しく暮らしている、そして、若い人がやりたいことを応援してくれる、そんな町を多くの人に知ってもらえるよう広く情報発信をしていく。こうしたことを繰り返し取り組んでいくことが大切なのではというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

近江日野交流ネットワークと龍谷大学との間で連携されているということでございましたけれども、この期間はどのぐらいというふうになっているのでしょうか。

また、行政はこのことについてどのような役割をされているのか、お伺いいたします。

3点目のところでございますけれども、日野町を誇りに思ってもらえるようにということで、子どものころから地域行事とか町の歴史・文化を学んでいくということは大変重要なことだなというふうに思いますし、本当に、大人になられてから大切なものが生まれてくるのではないかなというふうに思いますので、大切だというふうに思います。

先ほども言いましたけれど、新成人さんとの懇談のときに学生と地域連携ということで、私もできたら参画したいというようなお声もございました。また、イベントなどもできたら参画してもいいというようなご意見もございました。やっぱり若い人に参画してもらおうということが重要なのではないかなというふうに思いますので、その点のお考えをお伺いいたします。

また、情報発信のところでございますが、情報発信は大変難しいというふうに思います。情報発信というと、私なんかは町のホームページが一番早いものなのかなというふうに思うんですけれども、ホームページについてもご意見がございまして、大変、あまりよい評価ではございませんでした。やはり、町を紹介していこう、自分の町をみんなに語っていこうとするときに、やっぱりホームページを見て、こんなことがあるというのは一番の知る早道ではないかなというふうに思いますので、ここをしっかりと充実していただきたいというふうに思います。

また、現在では学校でもこのICT教育も進められておりますし、スマホなども普及しておりますので、情報というのは大変早いというふうに思っております。だから、情報発信にもスピード感を持って対応していかなければ、もう本当に目まぐるしく変わっているというかそういうような状況の中で、やはりこのスピード感を持って情報発信していくということについて、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 中西議員から再質問をいただきました。

現在、近江日野交流ネットワークの方で、農山漁村振興交付金事業という形で学

生の農泊モニター実施業務というのを大学に対して委託させていただいた中で、学生さんの協力を得ながら、このツアーについての評価とか今後のこのツアーを学校の学習指導にどのように生かしていけるかという研究をしていただいているという状況でございまして、実施時期としましては29年11月からこの3月いっぱいまでということで、その間に何回かモニターということで来ていただいたりワークショップを開いていただいたりというようなことをしていただいているということで、行政としましては、この交付金については直接いただいてもろてますので、この使用とか具体的に学校との打ち合わせなんかにも町の職員も一緒に入らせてもらって、町の実態とかそういうものの説明とか、実際に来ていただいたときの対応とかも町の職員とネットワークの職員が合同で現況報告をさせてもらって、実際に農泊もしていただきながら体験していただいた中でいろんなご意見を伺うと、こういうような形をさせていただいていますということでございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま、中西議員の方から再質問をいただきました。

まず、2点目で挙がっていましたが、若者が参画してやるような形という話でございます。若い方に参画いただく形はいろいろあると思うんですが、一緒になってやろうという場合には、恐らく若者のアイデア、思い、そこを実現するために行政なり関係者が支援していくという形が一番いいのだろうなというふうに思っています。そういうアイデア云々については、いろんな計画づくりとか、今後つくっていきまます総合計画も含めてですけども、その中でアイデアなりいろんな意見をいただいて、それを実現するについてどうするのかという話は、その関係する者と一緒になってそういうグループをつくってやっていくというのが1つかなと思っています。

あくまでも行政としては、そういう部分を受け止めて、どうすれば実現できるのか、どうやる方法があるのか。例えば、大きな、いろんな今の話で、前の議会さんと新成人の方のときも、堀江議員がおっしゃったように、今のグリムの方でDORAGONさん、日野の方ですけども、を中心にイベントを打つという中に、若者がそこに、それはいいなと思って賛同される場合と、それから、例えばどろんこバレーとか、それは若者がこんなんあんで、一遍やってみよな言うて、中心になってやってみる。もしくは、マルシェみたいに企画をしてみんなに呼びかけてやる場合、いろんな形があるのかなという中で、行政がそこにどうかかわるのか。関係する者がどういように支援しているのか。どろんこバレーにしても地域の方々がいろんな支援をされている部分がありますし、そういうような部分もどういように拾って行って、そのやりたいという部分を実現できるのかというのが大切かなというふうに考えております。

あと、情報発信の関係でございまして。おっしゃるとおり、なかなか、昨日も申し

上げましたとおり、ホームページの部分でいうと、目の不自由な方等も含めた情報をいかに出すかという部分があって、派手な映像というのはなかなか難しい部分があって、そこがちょっと制約的にさせてもらっているところがあります。ただ、そうはいうものの、若い方々が見られる刺激的な画像というのは、大概、あまり、自治体の中で調べて、優秀やと言われるホームページを見させてもらっても、そんな派手さはないんですが、やはり見やすさからその情報の生かし方というのは確かに上手にしてるなというものはあるんですが、最近では動画を使ってというのがあります。その場合に、それをそういう方々にどのように伝達するのかというのまではまだもう少しできていないがあるので、その制限があります。ただ、おっしゃるとおり、もう、今後こういうイベントがあるよという部分の告知が弱いなという部分がありますので、そこをもう少しトップページで工夫できないかというような形で、今、検討はさせてもらっております。

あと、いろいろ若者が盛り上がるような情報をどんどんと出せないかという部分でいいますと、先ほど町長もおっしゃいましたが、いろんな情報を、町としては若者が「うん？」と思う部分もいろいろあるか分かりませんが、町民全体としては、やはり新聞とかテレビ、ラジオ、そうした大きなメディアに乗ると割と盛り上がったりしますので、そういう部分では頻繁にそういうところに情報提供をさせてもらっているというのが現状です。

若者がこういうなんに応募すればこんなイベントがあるよというような話でいえば、今度、東近江の方でもいろいろクローバーZがありますよね。あれは町ではなしに、そのファンの方の若い人がこういうようなことがあるらしいという中で応募をして、できてきた経過もあるわけでございますけども、それがいいとか云々の話ではなしに、要は若い人がこういうなんをしたいねという中で、それを取り組む、取り入れる中で、みんなでこれやろうなという情報を流していく、その一番大きいのは仲間、人と人がつながっていくSNSが一番大きいわけでございますから、若者のツールとしては今言いましたSNSの部分が一番大きいので、そこをどのように取り組むかということだと思えます。

という意味でいうと、早く伝えるという意味でいいますと、ホームページに立ち上げて云々というとなかなか時間がかかる部分がありますので、今現在、フェイスブックは若干ちょっと利用が難しいので外しましたけれども、本来のフェイスブックの利用の仕方として、例えばそれぞれの現場からそういう形のものがどう出せるのかとか、そういうような、もう少し即効性のある出し方がもう少しホームページも含めてできないかということで、ちょっとこれも検討をさせていただきたいなというふうに今現在考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 再々質問をさせていただきます。

魅力といっても、魅力というのは人それぞれ感じるものは違うかなというふうにも思うんですけども、やっぱりその人が求めているニーズに合ったものが魅力になっていくのかなというふうにも思います。それで、やっぱり若者は何を求めているのかというところをしっかりと聞くことが大事だというふうに思いますので、そういう場ですとか、参画していただく場をこれからも増やしていこうというふうにも考えておられるのか、懇談会ですとか、そういうところのお考えをお聞きしたいのと、やっぱりスピード感というところがまだもうひとつ私はよく分からなかったんですが、今のご回答では今までと同じような状況ではないと思いますけれども、やっぱりそれには人員が要るとか、どのようなことが要るのかということをもう一度お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） おっしゃるとおり、その意見を聞ける場という部分でございますと、いわゆるやはり接する機会、そういう場を設けるのもありますし、接する機会をつくっていくというのも大事なかなと思います。そういう意味でいえば、先ほど高校生とのできるだけコラボをしたりということもございますし、先ほどありました岸川さんが来られるのをきっかけに、日野高校の方でそういうSBPというソーシャルビジネスプロジェクトがあるんですが、近江八幡の方の八幡商業とか、それから安曇川高校、県内では行かれているようで、八幡商ですと、例えば昔の近江商人の産物回しみたいなので、違う地域から物を持ってきて、こちらで売っていく、そういうような体験をしたり、それから、安曇川の方はブラックバスをどうしておいしく食べられるようなものにつくれるかとか、いわゆる地域の課題をそういう形で高校生が取り組んでいくというものについて、そうした部分を行政も関係していくというような形、高校と一緒にやっていく、そういうような形なり、要は一緒に行動する部分も含めて、そこから出てくる若者の意見というのも大切にしていかなあかなというふうに思っています。機会としましては、先ほど言いました、今の観光の計画つくったり、それから総合計画もそうですけども、そういう意見を聞く場をできるだけつくっていかなあかなというふうに考えております。

それから、スピード感でございますが、実際になかなか公のものに、公で責任を持って出す部分について、一応、基本的に決裁ルートがあって出している部分がございます。そこにスピード感が若干おくれるのは確かでございます。そこを現場に近い中でその決裁でもって上げることができるという部分でいうと、今言いました、若干フェイスブックっぽい、この、全面ではなしにフェイスブックっぽい部分で対応できひんかなというのを今、研究したいなということ为先ほど申し上げたところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） やはり、若者に役場はいつも門を開いているよという聞く姿勢を示していただきたいなというふうに思います。

次に移らせていただきます。次に、ヘルプマークの啓発についてお伺いいたします。

昨年4月から滋賀県ではヘルプマークが配布されるようになりました。人工関節を使用している方、難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要とすることが外見では分からない方がおられます。ヘルプマークは周囲の方などに配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されました。このマークを見かけたら電車内で席を譲る、困っておられたら声をかけるなど、思いやりのある行動をしていきたいものです。

私のところにも何人かの方からヘルプマークについて、どこに行けばいいの、対象者はどうなっているのなど、お問い合わせがありました。ある方は、役場窓口でいただき、かばんにつけて外出していますとのお声も聞かせていただきました。一方で、まだまだ周知できていないのではないかというお声もあり、何人かの方にヘルプマークをご存じでしょうかと聞いてみましたところ、まだまだ知られていないと私も実感いたしました。

昨年7月にはヘルプマークが駐車場や温泉マークなどとともに、案内用図記号を規定する国内規格JISに追加され、全国的に広がってきてはいるようでございますが、マークに気づいてもらえなかったとの声もあり、認知度が追いついていないのが課題とされています。周囲に配慮が必要であることを知らせるヘルプマークを広く周知していただき、優しい心使いができる町でありたいと願ひまして、質問をさせていただきます。

1点目は、町の普及の現状をお伺いいたします。

2点目は、県などと連携してヘルプマークを知ってもらう啓発を進められないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ヘルプマークの啓発についてご質問をいただきました。

ヘルプマークは援助や配慮を必要とされていることが外見から分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするよう作成されたマークでございます。

町の普及状況につきましては、20名の方にお渡ししております。お渡しする際にお聞きしている状況では、ヘルプマークを知られたのは新聞広報、県の広報および県のホームページによるものでございました。

町の中で困っている人に声をかける、電車やバスで席を譲るといった思いやりの

ある行動をしていただけるよう、県や東近江福祉圏域とも連携し、啓発を進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 再質問をさせていただきます。

このヘルプマークの啓発のポスターですとかチラシなどもあるというふうに思いますけれども、その状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、町の広報などで啓発をしてもらうことはできないのか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（池内 潔君） ヘルプマークのポスターおよびチラシについて、そして、町の広報ということでご質問をいただきました。

町が啓発している内容といたしましては、少し弱めですけれども、事務室の前に大きなポスターがございますので、それで啓発しているということになります。チラシにつきましては、当初、県の方から配付があったチラシの枚数、数が少のうございましたので、ラックには収納はしていたところですが、先ほど町長からの答弁もありましたとおり、今のところ20名の方が普及として数を上げているわけですが、当初、県の方から30交付を受けましたので、あと10残っているという状況でございます。

県の方では当初2,000個作成されたようでございまして、それを各市町に配付されたということで、不足することが予測されるので、不足した場合はまた追加で発注して、足りない市町に配付するというのを計画されているようでございます。

町としましては過去に、29年4月からのマークでございますので、そこからの広報はさせていただいておりませんので、今後、広報によって啓発させていただくことも必要であると思っておりますし、委員おっしゃったように、このマークをつけているということも大切ですし、マークが何のマークかが分からないということではこのマークの意味がないということもありますので、その辺についても啓発していかなければいけないのかなというふうに感じています。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 質問ではありませんが、もう本当に、みんなが知っていかなければ、このヘルプマークの意味はないというふうに思いますので、啓発の方、またよろしく願いいたします。

次に、若者の定住についてお伺いいたします。

少子化や若い世代の人口流出に歯止めをかけようと、工夫を凝らした施策が各自治体で進められています。日野町においても若い世代の定住は課題の1つだと思っております。地域情報新聞の第25回町民世論調査では、人口の減少を防止する最も有効だと思われる施策として一番多かったのは「地場産業の活性化や住環境の整備

で若者の町外流出を食い止める」で、38.5パーセントとなっていました。また、日野町人口ビジョンの中で、転出の理由では、「仕事の都合」40.7パーセント、次いで「結婚のため」33.3パーセント、年代別の転入・転出の状況として、年代別に転入から転出数を引いてみると、特に、男女とも25歳から34歳の年代層が大きく転出超過になっています。また、転出後の世帯構成は、日野町在住時の世帯構成に比べ、1人世帯と夫婦のみの割合が多くなっており、夫婦のみ世帯では転出理由の「結婚のため」が92.6パーセントとほとんどを占めていました。さまざまな要因はあると思いますが、結婚後も住み続けられる環境をつくる必要があるというふうに思います。

また、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者も多いと言われていています。内閣府の調査では、結婚を希望する人が行政に実施してほしい取り組みとして、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」が3位となっていました。結婚に伴う負担軽減のため、住居費や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業がありますが、当町でも国からの交付金を活用し、この事業を導入していき、若者の定住支援の一環として取り組むべきだと私は考えます。

そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、近年の町の窓口へ届け出された婚姻届の件数をお教えてください。

2点目は、結婚をお祝いする気持ちをこめて、記念に残るような日野らしい婚姻届作成等のお考えをお伺いいたします。

3点目は、総合戦略の(3)「結婚・出産・子育ての希望をみんなで支えてかなえる」とありますが、町の結婚に関しての支援施策をお伺いいたします。

4点目は、結婚新生活支援事業への町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 若者の定住についてのご質問でございます。

1点目の、町の窓口で受理した婚姻届の件数は、平成27年が93件、28年が94件、29年が92件で、各年とも1月から12月までの届け出件数でございます。婚姻届は住所地、本籍地や所在地でも提出ができるため、この数字に日野町に住所がない人からの届け出も含まれております。

2点目の、日野町独自の婚姻届作成についてでございますが、婚姻届の余白部分に写真やイラストでデザインした届出書による届け出が近年増えてきております。ご提案いただいた日野町独自の婚姻届作成については、近隣市町の取り組みなども参考に研究をしたいと思っております。

3点目の、町の結婚に関しての支援につきましては、出会うきっかけづくりが中心であり、町独自や広域での婚活セミナーやイベントへの案内をはじめ、地域で取られる婚活イベントへの支援をしています。総合戦略では出産・子育てに対す

る不安をできるだけ解消し、若い世代が希望を持って家族を持ちたい、結婚したいと思えるように取り組みを進めております。

4点目の、結婚新生活支援事業についてでございますが、この事業は婚姻に伴う新規の住宅取得や賃貸の費用、引っ越し費用を補助する制度で、所得制限があり、補助金額は24万円となっております。若い人からはこの制度で結婚に結びつくことはあまり考えられないとの意見も多く、県下でも実施率は非常に低かったことから見送ってきました。しかし、新生活を送られるスタートとしてのお祝いの支援との意見もあることから、今後、県内市町の状況も研究してみたいと思います。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 再質問をさせていただきます。3年間で年90件以上を超える婚姻届が出されているということで、私の想像したよりかは多いのかなというふうに思ったんですけども、やはり毎年このように結婚をされる方がいらっしゃるわけでございます。

2点目についてでございますけれども、市が独自で婚姻届をつくられている県内の状況を、分かったら教えていただきたいというふうに思います。

また、日野町でも住民票などはシャクナゲをデザインしたものをいただけるんですけども、町で独特の証明書ですとか届け出とか、そういうようなものをつくってられれば教えていただきたいと思います。

3点目についてでございますが、日野町ではクラブキューピドンですとか、今もおっしゃいました広域での婚活セミナーなどということで、婚活についてはだんだん充実をさせていただいて、カップルもというふうにもお聞きをしておりますので、大変評価をしているところでございます。

その後のことでございますけれども、データをちょっと申し上げますと、国立社会保障・人口問題研究所が出しているデータでは、結婚の意思のある未婚者を対象に、1年以内に結婚するとしたら何が障害になるかを調べたところ、結婚資金との回答が最も多く、男性43.3パーセント、女性41.9パーセント、また、結婚のための住居との回答が男性21.2パーセント、女性15.3パーセントとなっていました。このようなデータからも、結婚される方への経済支援は大事になってくるというふうに思います。また、人口ビジョンの中で「結婚のため」の理由で転出された方は、甲賀市や東近江市、近江八幡市に転出された方が多くなっております。近隣市町に住まわれるという傾向があるようです。さまざまなことがあるとは思いますが、若者の流出対策の1つとして、結婚に関する施策も私は必要ではないかというふうに思うところでございます。

そして、4点目でございますけれども、確かに、この制度があるから結婚に結びつくことはあまり考えられないと私も思います。ただ、結婚を予定されている方に

とっては有利なものではないかというふうに思っております。また、日野町を転出される理由が、結婚のためが大変多いという傾向を考えますと、結婚後も定住しやすい環境ということをつくっていくことが1つの施策になるのではないかというふうに考えておりますけれども、町のお考えをお聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） 中西議員さんから、婚姻届の自治体独自の様式を採用している県内市町の状況についてご質問をいただきました。

インターネット等でいろいろと確認したところ、7市が今現在、導入されています。大津市、彦根市、長浜市、草津市、甲賀市、湖南市、米原市の7市でございます。この婚姻届におきましては、人生の節目で、その人にとっては大切な届け出だというようには住民課の方でも認識しておりますので、町長答弁しましたように、デザインとか費用とかいろんな部分でいろいろ課題があろうかなというように思いますので、今後研究をしてまいりたいなというように考えております。

あと、住民票等でシャクナゲ等のデザイン、独自で日野町でそういうものがあるかというご質問につきましては、住民課で把握している中においては、住民票等のみというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま再質問をいただきました件でございます。

結婚新生活支援事業につきましては後ほど話させてもらいますが、結婚についての動機の話でございます。これに関連もしますけれども、経済的という部分でいいますと、やはり一番大きいのは非正規と正規、いわゆる実際には正規の方々というのはやっぱり婚姻率は高うございます。非正規の方の婚姻率は低うございます。別に国の批判をするわけではございませんけれども、本来はその部分をしっかりとてこを入れて、みんながそういう所得の中で働ける体制を持っていくというのが本来な部分でございますので、この目先でどうやるかというのが実際のところどうやのかなというのはあるので、恐らくほかの市町もそれで結婚に結びつくとも思えへんなという部分でちょっと止まっている部分があるのかなというふうに考えています。

ただ、おっしゃるとおり、そういうものを町がどうのこうのすぐできるものでもございませんので、何らかの支援策として1つということで提案をいただいておりますので。ただ、県下の現状としましては、29年度でいわゆる湖南市、草津市、豊郷町という形で3市町になっています。実績としましては、湖南市が2件、草津市が6件、豊郷町が金額的には4件相当かなという形で、このようにお聞きしております。30年度につきましてはもう少し、高島市と彦根市もちょっとやってみようかなということで出てきております。そうした意味から、それによって、おっしゃるとおり結婚に踏み切るといふ部分はちょっとどうかなというのはあるんですが、生活

をスタートする1つのきっかけとして、その部分を活用できるのであればというように、今後その辺を検討していかなあかなというふうに思っております。

あと、違うところに住まれる部分の理由がいろいろございまして、就職というのが一番大きい部分ではございますけれども、夫婦、結婚してちょっと違うところ住むかというのでは、親に若干近いところでありながら、あまり地域のしがらみのないところを探される場合がちょっと多いのが見受けられます、実際の話。その部分をどういうふうにするのかというのは非常に難しい部分でございますけれども、やはり先ほどから申していますように、一部、後藤議員からもありましたように、多くの方がそこそこ帰っておられる集落もあるわけでございます。そういう中でお話を聞かせていただきますと、もともとからそこにいて、特に、就職に、これやないと、ここへ行かんとというのがない限りは、ここにいて、それなりの自分に合うような職があれば、そこで大きな、いうたら締めつけみたいなものがない、あえていえば、ちょっと決まった神主みたいのが回ってくるけれども、そういうのでいうと、仲間もそれなりにいて、というようなご意見いただきましたので、やはりこの地域という部分も大きいのかなというふうにちょっと考えております。

あと、最も行政が何とかしていかならん部分というのは、なかなか難しい部分ですが、やはり若者だけがというよりは、将来を見据えた場合に、いかにやっぱり安心して安全で、近くでいえば、子育てが安心してできるかという部分をやっぱり力を入れていくべきなのかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 再々質問をさせていただきます。

今、ご答弁いただきまして、地域とかのそういうようなお話もあつたんですけれども、やっぱり近隣に住まわれるということは、やはりいつでも日野に帰ってこられる距離というふうにもとれるというふうに思っております。だから、やはり先ほども言いました、魅力がないのかなというところもあると思いますので、しっかりとその対策はしていかなければならないのではないかなというふうに思います。

また、人数はかなり実績としてはあまり少なかったようにも思いますけれども、やはり申請をされた方もいらっしゃるということですので、日野でこの制度をされた場合には、何人かはこの制度を使われる方もいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。総合戦略の中でも、確かに婚活という部分もうたわれておりますし、出産・子育てというところもうたわれておりました。ただ、結婚というところは、本当に施策が何も見当たらないような状況だったのではないかなというふうに私は思っているんですが、先ほどの婚姻届もやはり行政サービスの、結婚に関しての1つだというふうにも思いますし、ここを何にもなくして、次、出産というのはいかななものかなと私は思うんですが、もう一度、その点についてお考えを

お聞かせください。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 再々質問の中で、結婚の部分が抜けたんちゃうかというような話でございました。結婚に対する支援というのは確かに、じかにはないです。ただ、おっしゃるように、もう少し町が結婚をおめでとうという感じで祝う、そんな感じのものは必要かなというふうに、先ほどの婚姻届のデザインの話も含めてでございますけど、その辺は関係するところとちょっと、今の先ほどの制度も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） やはり婚活、結婚、出産、また、子育てと、切れ目のないような支援を、どこの自治体も知恵を絞って取り組んでおられる課題だというふうに思っておりますので、日野町として、このようにやっていくという施策もしっかりと進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 次に、5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） それでは、私からは、通告に従いまして、一括で質問をさせていただきます。

私は道路の交通安全対策についてということをお願いしたいと思います。

町の玄関口日野駅に、日野駅観光案内交流施設なないろが昨年10月にオープンしました。今回、日野まちかど感応館の前に近江日野まちなか観光交流拠点施設がオープンします。駐車場には大型観光バスが2台駐車するスペースもあり、大型観光バスの往来が考えられます。以前に、私が平成28年12月議会の一般質問で、町道大窪内池線、国道307号線から上野田地区の道路は歩道もなく、狭い危険な通学路と問いました。国道307号線から東側の道路を見ても狭い道路です。側溝改修工事は現在ほぼ完了に近づいていますが、狭い道路です。町道には近江バス、町営バス、大型観光バスが通る生活道路でございます。今回、この町道に土、日、祝日に日野駅と滋賀農業公園ブルーメの丘を結ぶシャトルバス、1966年式のボンネットバスが3月中旬から1日7便走るようになります。実際、このような状態をシミュレーションされているはずだとは思いますが、そこで、3点ほどお伺いしたいと思います。

道路の交通規制はどのように考えておられるのかをお伺いします。

2つ目に、国道307号線から日野駅に向かう町道の交通安全対策をお伺いします。

3つ目に、日野駅から散策される、ウォーキングされている人がたくさん見えるんですけど、その人らの歩道についてお伺いしたいと思います。

その3点について、よろしく願いします。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 道路の安全対策についてご質問をいただきました。

まず、最初に、交通規制についてでございますが、横町交差点より上の方は30キロの速度規制がされておりますが、一方通行等の規制を行うことは難しく、路線バスなどは譲り合いながら運行をいただいております、シャトルバスについても道路事情に十分注意を払いながら安全運行をいただきたいと思いますと考えております。

次に、町道大窪内池線の国道307号より内池地先にかけてでございますが、現在、路面表示の設置等で対応をしております。引き続き、舗装の補修を含め適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、日野駅からまちなかを通る町・県道については、家屋などが連続しておりますことから、新規に歩道を設置することは困難な状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 今も言われたように、ここは生活道路でもありまして、ここに近江バスも通り、町営バスも通り、また、今、ここにブルーメから来るシャトルバスが通るわけなんですけども、その運行というのか、そのルールというのか、何か決められたことがあるなら、それをちょっとお聞きしたいんですけど。

この間の質疑でも問わせてもらったように、観光バスは事前に予約されて、いつに入ってくるという、何台入ってくるのかということを確認されて入ってくるとはお聞きしましたが、それは定期バスに会わないように入ってくると思うんですけども、そこら辺のルール。観光バスも上から下に入る、下から上に上がるのか、その点、何か決められたことがあるのか。

ブルーメのシャトルバス、年式が1966年なので、私からいうたらもう半世紀済んで51年前のバスなので、排気ガス等とかその点は確認もされていると思うんですけども、その点についてもちょっとお聞きしたいのと、せっかくこの町の中、生活道路の中を通って観光バスも入れるわけなんですから、十分その点、注意は払っていると思うんですが。これから5月になってくると、日野祭の時期はもう通行止めになるということで、そこにはもう観光バスは入れられないので、近江商人館の方の駐車場を利用されると思うんですが、ちょっとはっきりしたことが見えていないので、その点もお聞きしたいと思います。

それと、2点目の、駅の方にもこのシャトルバスが下がってくるわけで、これも以前から、12月議会のときにも質問させてもらいましたけども、やはり上のように側溝がきれいになっていたら、もうちょっと端まで歩行者も寄れるし、今はまだされていないと、やっぱりその分、道の幅しか使えないので、もうちょっと改修できる予定をつくっていただけないのか、その点もお聞きしたいと思います。

2番目と3番目はよく似た感じなんですけども、日野駅からおりてウォークされる、日野駅から国道307号線までの1.8キロ、それは必佐地区に当たる駅から里口ま

では右側に歩道が設置されているので、そこを歩かれるんですけども、それから上がどうしても狭い区間があるところを歩かれる風景をよく見かけるし、その点もうちょっと、古い家屋が建っているし、なぶることもできないし、新規にできないということも書かれていますけども、この点もちょっと考えてもらえるものがないものかをお聞きしたいと思います。

それと、2番目の、日野駅にシャトルバスが下がってくるんですけども、これ、以前も、去年ぐらいからブルーメのシャトルバスも日野駅の待機場所は、今、日野駅施設のなないろの三角地の駐車場の後ろぐらいに待機されると思うんですけども、この点はまた近江鉄道さんと、シャトルバスさんが止まれる、ブルーメさんが交渉されているのか分らんけども、町が関連している施設もあるので、その点を確認はされているのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 谷議員から再質問ということで、観光バスならびに定期バスとか、今、新しくブルーメのシャトルバスということの交通ルールというのがもう既にきちんとされているのかということなんですけども、この辺につきましては、まだ調整の方はできておりません。観光バスについては、観光協会の方で大体の到着時刻とかは事前に分かるわけなんですけども、その報告の中で、どちらから行くのがいいかということは連絡できると思います。時刻表もありますので。基本的には上の方から下へ向かっておりてきていただいている例が今までから多いというふうに認識していますが、町なかは確かに大型同士のすれ違いというのが基本的にはできないような幅員だと思いますので、可能性のある場合は事前に広い場所とかで待機してもらおうとかいうことはしてもらおうように、今後また配慮していきたいなというふうに思います。

シャトルバスについては、基本的にはお迎えの時間を決めておいて、駅へお迎えに行ってもらえるというふうに聞いていますので、あまり長いこと駅のところでじっと待っているというようなことではなしに、もうお迎えに行ったらお客様を乗せて、そのまますぐに帰るというような形をとられると思いますので、その辺についてはまたブルーメの方とも十分に相談していきたいなと思います。

それから、観光客さんが駅から町なかまで歩いて行かれるという例も結構あるということなんですけども、その辺はちょっと道路事情もありますので、右側通行で1列でということで、基本的に、団体さんとかで来られる場合はボランティアガイドさんの方がついていただいていると思いますし、その辺で気をつけていただくということかなというふうに思います。特にそのための対策というのは今のところしていないんですけども、そういうことで、交通ルールに基づいてもう歩いていただくと、歩いていただいているという認識でございます。

ブルーメのシャトルバスの排気ガスというのは、当然、51年前のエンジンのままですが、規制の範囲内で、装置をつけて走っていただけるといふふうに思っています。

シャトルバスについては、国道477号を下がりまして、駅まで行って、ブルーメへの帰りにまちなかを通るといふようなルートを聞いております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） もうちょっと聞かせていただきたいと思います。

今もルールを決めてといふので、観光バスがゆめさとぐらいから入って下がってくる風景をちょこちょこ見させていただいていましたので、あそこから入るのかなと思っているんですけども、このたびここに駐車場をつくってもらうことによって、今まで大通りの横に止められる観光バスがなくなって、そこに収納されるので、生活される、上から下がられる住民の人には迷惑はかからないようになると思うんですけども、今、いわゆるブルーメのシャトルバスは、今聞いていると、上がってくるか下がってくるかちょっと分からないので、その点、もう1点お聞きしたいのと、今、せっかくここに駐車場をつくっていただいて、まことにありがたいことなんですけども、以前つくられた近江商人館のところでも、よい場所がつけられてバスも置かれるんですけども、そこに立ち寄ってくる道が狭いもので、今も、せっかくつくってもらった駐車場なんですけども、なぜもうちょっと477号に近い範囲、入ったところぐらいで止められるところに駐車場を設けられなんだんかなといふ。この役場を歩いて行って中道のところからちょっと歩いてもらって、入るような駐車場はなぜできなかったのかなといふ点もちょっと反省してもらってもいいのかなといふ点もあるので、その点もお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） ブルーメのシャトルバスの運行経路なんでございますが、ブルーメの丘を出まして、477号線をそのまま三十坪の交差点まで下がってきます、お迎えに行くときは、それで、そこから日野駅の方へ入っていくと。お客さんを乗せましたら、上に向かってこの通りを上がって行って、今おっしゃってました日野精機のところの交差点を左へ曲がって、通常の定期バスが運行されている路線を、ブルーメの方へ帰るといふような路線を使うといふふうに聞いております。

今回、まちなかの観光交流拠点施設ということで整備させてもらうという中で、従来からバスの駐車ができたらいいのになと。何とか1台がぎりぎり止められてといふようなことでしたので、昔の水源地跡地を活用させていただいた中で駐車場を広げるということになりまして、国道からすぐ入ったところでいいますと、ふるさと館の方にも駐車場がございますので、そちらの方もご利用いただけたらといふふうに思っていますし、できるだけお客さんの利便性とかいふことを考えると、まち

なかへ直接誘導するというので、今回整備させていただいたということでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 再々質問させていただきますけど、そうするとこのシャトルバスは日野駅から上がってくる、観光バスは上から下に誘導するということやで、重なるときも出てくるんじゃないですか。バスの流れを上から下やったら上から下に一定にしたったら重なることがないと思うんですけど、今の、何かルールを決めへんと、何かまた、この間の2月のひなまつり紀行が始まって、3週続きましたけど、もう道が動けへん状態になってました、あの状態がまた発生する可能性がものすごいあるんじゃないかなと思うんですけど、もう、でも、このシャトルバスもまだ決めてない言うてはりましたけど、町長の話によりますと3月の中ごろやで、今週末から運行されると思うんですけども、その点ももう少しはっきり決めてもらった方がよいことはないんですやろか。また事故が起きたら、これ責任はまた日野町がとらんならんことはないんですか。

議長（杉浦和人君） 谷さん、4回目ですので、要望で。

5番（谷 成隆君） 済みません。要望として言うておきます。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、通告に従いまして、2つの質問を分割で行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、第7期介護保険事業計画について、お尋ねいたします。

2000年からスタートした介護保険制度は、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしの不安がありました。

さらに、歴代政権の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービス取り上げの制度改悪が繰り返され、介護保険だけで在宅サービスを維持できない状況はますます深刻化してきています。この10年間で家族の介護のために仕事をやめる介護離職が105万人を超え、介護難民と呼ばれる行き場のない高齢の要介護者が数十万人規模に上るなど、介護をめぐる問題が高齢者はもちろん現役世代にとって重大な不安要因となっています。

こうした事態を受け、安倍政権はにわかに介護難民ゼロなどと言い出しましたが、2014年、医療介護総合法と2016年、地域包括ケア強化法の2度にわたっての公的給付の削減や利用料の引き上げなど、介護を余計に受けにくくする制度改悪の連続でした。特に、2015年からの特養入所の要介護3以上の限定は、10万人を超える要介護1、2の待機者には受け皿の準備もないまま待機者の列から排除されました。要介護者から特養入所の申請権を奪うことで見かけ上だけ待機者数を減らし、介護難

民のまま放置するという最悪のことが起こっています。また、利用料が1割負担から年収によって2割、3割負担へと引き上げられ、施設サービス利用者にも食費、居住費の負担が求められるようになりました。

このほかにも数々の介護の危機は深刻化するばかりで、自治体に対しても介護の切り捨てを競わせることが押しつけられています。このような中、日野町でも2018年度から3カ年の第7期の介護保険事業計画が始まります。

そこで、何点かお尋ねをいたします。

1つ目に、住民説明会の状況についてお尋ねいたします。

2つ目に、第6期の介護保険事業計画の総括、施設介護、居宅介護の計画と実績に対する評価。

3つ目に、第7期の介護保険事業計画と第6期介護保険事業計画を比較して、何がどう変化しているのか。

4つ目に、介護保険料の算定について。

5つ目に、町独自の課題点、課題、努力点についてお尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 12番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 第7期介護保険事業計画にかかわってご質問をいただきました。

住民説明会につきましては、2月14日から20日にかけて各公民館および林業センターにおいて8回開催をいたしました。説明会には高齢者の方や現に家族を介護されている方など、いろいろな立場の方にご参加をいただき、高齢者の移動支援、保険料負担、認知症の方への対応、施設サービス等についてご意見とご質問をいただく中で一定のご理解をいただけたのかなど、このように考えております。

次に、第6期計画の総括でございますが、第6期では第5期から引き続き実施している取り組みに加え、団塊の世代の人が75歳以上になられる2025年をめどに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、認知症施策の推進、生活支援体制の整備に向けた取り組み、在宅医療介護連携の推進、地域ケア個別会議の開催等を行うとともに、地域においても自ら介護予防、居場所づくり等を進めていただけるよう取り組みを進めたところでございます。

また、第6期における3年間の介護給付費等の計画見込み額は53億4,000万円でしたが、実績見込み額は55億5,000万円となる見込みで、計画を約4パーセント上回る規模となりますが、前年度繰越金等により、財政安定化基金からの借り入れを行うことなく、収支の均衡を保てる見込みでございます。

次に、第7期事業計画と第6期事業計画の比較でございますが、第7期計画では第6期計画の理念を継承する中で、地域包括ケアシステムの構築に向けた各事業のさらなる推進を目指すこととしております。また、第7期の介護給付見込み額は介護の需要増等により61億4,000万円を見込んでおり、第6期の実績見込み額に比べて、

デイサービス等の居宅サービス等の需要の増、特別養護老人ホームの定員増に伴う施設サービスの需要の増等によって、約5億9,000万円の増加を見込んでおります。

第7期の介護保険料の算定につきましては、平成30年度から3年間の介護サービス量等に基づき算定した介護給付費見込み額の23パーセントの負担にあわせて、制度改正等による影響を見込むとともに、所得段階を第10段階から第12段階に変更し、保険料負担の公平性の確保をした中で、月額基準額として6,200円のご負担をお願いするものでございます。

次に、町の課題ということですが、介護予防の取り組みの推進、認知症の方やご家族の方への支援、地域における生活支援体制の整備等が挙げられます。

1つ目の介護予防の取り組みにつきましては、各地域のリーダーにご協力いただき、おたっしや教室や認知症予防・脳いきいきゲームに取り組んでおり、また、町内の7つの地域においては、身近なところにおける居場所づくりとして高齢者交流サロンに取り組んでいただいております。

2つ目の、認知症の方や家族の方への支援につきましては、認知症キャラバンメイトのご協力のもと、昨年9月から毎月、認知症カフェの開催に取り組んでおります。

3つ目の、地域における生活支援体制の整備につきましては、社会福祉協議会が中心となってモデル地区の取り組みを進めており、東桜谷地区においては住民の方が中心になって地域での支え合いについて話し合いを進めていただいております。

ほかにも、今年度は国のモデル事業としまして、医師や歯科医師等の専門職の方にご参加いただき、多職種によるケアプランの検討を行う地域ケア個別会議にも取り組んでおります。

なお、介護職員等の人材不足や介護給付費等の伸びなどによる保険料負担の増への対応につきましては、全国的な課題であることから、県や町村会等を通じて、国に対し人材の確保や適正な財政措置を図るよう働きかけを行っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

住民説明会での参加人数と、それと、一定の理解を得られたとのことですが、それは具体的にどのようなことだったのでしょうか。

次に、第7期事業計画は地域包括ケアシステムのさらなる推進の構築に向けた情報システムとして、市町村、都道府県の要介護認定率、介護予防、ケアマネジメントなどの違いを国が見える化し、要介護認定率の低下など給付適正化の努力をした自治体に優先的に予算を配分していくというものであります。介護費の見える化と地域差の解消の名で全自治体を巻き込んだ医療・介護の給付費削減競争が一斉に始

まろうとしているのではないのでしょうか。

当町としても、国の見える化の数値をそのまま使用すると、実態との乖離が大きいのは確かであると認めておられます。それで、第7期サービス給付費の見込み額には個別事業に配慮した数値を用いていると言っておられますが、その個別事情に配慮した数値というのはどのようなものなのか説明をお願いします。

次に、今回、介護保険料の算定にあたって、所得段階を10段階から12段階に変更されましたが、このことでどのような利点があり、また、保険料の収入見込みはどのように変わるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、介護離職がこの10年間で105万人を超えるなど、介護基盤の再建、拡充は、高齢者はもちろん、現役世代も含めた国民的課題となっています。病床削減を進める一方で特養ホームの整備を抑制する、また、要介護が増え続ける中で公的介護の給付対象を絞り込む、そして、高齢者の貧困が進む中、介護の利用料負担を引き上げる、そして、介護現場の人手不足が加速する中で介護報酬が低い、などの現政権がとってきた介護政策とこの日本社会の現状との矛盾はもはや抜き差しならない段階に来ているようです。

当町でも同様の課題、問題点に頭を悩まされていることであると思います。それに、努力点として国に対して人材の確保や適正な財政措置を図る働きかけを行っていただいていることもよく分かりました。介護保険料、第1期から見ると、1期は2,700円でした。7期は6,200円と約2.3倍となっています。この間、年金は下がる一方です。これだけでも大きな負担なのですが、その上、介護サービスを受けると利用料がかかってきます。居宅介護サービスの利用限度額に占める利用料の割合は介護度が低いほど低く、これは家族が介護にかかわられているわけですね。介護度が高いほど高く、これはもう家族ではできないというところから、もうそれに頼ってしまうということになっているようです。また、施設入所サービスについて、利用料の割合は、もうほぼ100パーセント。これは当たり前なのですが、国民年金者では全然足りない金額です。必要とする介護が受けられない原因は、利用料負担額が高いからです。利用者の負担利用料の減額措置は市町村裁量でできるものであると言われていますが、当町のお考えをお聞かせください。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（夏原英男君） ただいま、池元議員さんの方から、再質問ということで4点ほどご質問をいただきました。

まず、第1点に住民説明会でございますが、町長の答弁にもありましたように、8回開催をいたしまして、延べ人数でございますが、60人の方に参加をいただいたというところでございます。その中で一定理解をいただいたというふうな形で考えているところでございますが、今回、特にその計画、それと、保険料が6,200円にな

るといふことについて、それぞれの要因等について説明を申し上げました。その中でやはり質問等をいろいろといただいたわけなんですけど、直接、保険料についてはその6,200円という価格になることについては、やはり介護サービスの利用がどんどん増えているという中では一定いたし方ないのかなというふうな感じでのこともお話がありましたので、そのような考えでおるところでございます。

2点目は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、国の方でインセンティブということで新たな交付金の制度が平成30年度から制度化されるということでございます。そのことについて、特に見える化において配慮した点についてご質問をいただいたわけなんですけど、実際にサービスを受けていただく中で、利用者の状況、その部分については町の状況、見える化で出ている数値だけでなく、やはり町の状況を配慮する中で、それぞれのサービスにおいてその辺の部分配慮させていただいたということが挙げられると思います。

3点目に、所得段階を10段階から12段階に段階を増やさせていただいたということでございますが、これは一定やはり低所得者の方に配慮する中で、所得の多い方に一定ご負担をお願いしたいということで、負担の公平という形で今回12段階にさせていただいたということでございます。

それと、4点目に、保険料が上がる、また、年金は上がらないという状況の中で、利用者負担についても一定、町の方でその軽減の措置ができるのではないかとというようなことでのご質問だったと思います。介護保険のサービスの利用料の軽減につきましては、低所得者で特に生計が困難な方である方について、介護サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的な役割の一環の中で利用者負担の軽減を行う制度が実はございます。その利用者負担の軽減につきましては、県の方に申し出をされた社会福祉法人がその対象になるということでございます。

そして、軽減の対象になる方については町民税世帯非課税の方が基本で、その後、そのほかにも5つほどの要件がございます。申請日の属する年の前の年間収入が単身世帯で150万、世帯が1人ずつ増えるごとに50万円を加算した額以下であること、それと、預貯金の額が単身者で350万円、世帯が1人増すごとに100万円を加算した額以下であること、それと、日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと、それと、負担能力のある親族等において扶養されていないこと、それと、介護保険料の滞納がないことの要件を全て満たしていること、それと、生活保護受給者の方がその対象になるということでございます。

その対象者の人が町の方に申請をいただきまして、町の方で審査をさせていただいた後、承認をさせていただいた方については社会福祉法人等利用者負担限度額確認書というものを交付いたしまして、その確認書によりまして社会福祉法人で軽減をされるというものでございます。

10段階から12段階に変更させていただいたことで、保険料の収入が変わるのかというご質問でございますね。今回、保険料を12段階に改定をさせていただいたということでございます。その中では11段階、12段階が新たに増えたわけなんですけど、そこにおられる方の、いうたら人口比でございますね、そこにつきましては、11段階が0.4パーセント、12段階が0.7パーセントということでございます。それで、保険料の収入自体は、一定そこの方は新たに基準額の、11段階の場合は1.8、そして、12段階の場合は1.9という形でのご負担をお願いすることにはなるんですけど、今申し上げた比率での人口比でございますので、その影響はちょっと少ないのかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、再々質問というよりも要望になると思いますが、特養ホームの抜本的な増設、利用料、保険料の減免や、また、サービスの取り上げ中止、保険給付の拡充、介護報酬の増額と介護労働者の処遇改善など、これは国を挙げての取り組みがなければ、町だけでどうしようもない問題だと思います。国を挙げての取り組みにならなければ、この危機打開にはならないと思っています。今後も引き続いて国への働きかけを行っていただきたい。来年、31年10月から消費税の増税に伴って介護報酬、処遇改善に1,000億円公費が国から充てられるという話がありますけれども、それについても町としてできるだけ国へ働きかけて、町の介護保険がちゃんと運営できるように、そこらの働きかけを十分にしていきたいと思っています。

続いて、2つ目の質問に入ります。日野町高齢者福祉についてであります。

これも先ほどの介護保険とちょっとダブる部分もあるかと思いますが、日野町では介護保険事業計画とともに高齢者福祉計画も立てられています。このところ、高齢者が運転する事故が多発していることから、運転免許の返上を促す報道がよく見受けられます。確かに高齢になると判断力の低下によるミスや事故が心配です。家族は運転することを止めたり、また、免許の返上を勧めますが、毎日の買い物や病院に行くため、また、農業や畑仕事などに、車がないと大変不便なもの事実です。

高齢福祉施策の高齢者の生活支援も計画されていますが、交通弱者が安全かつ身体的にも負担の少ない方法で移動が可能となるように、全ての町営バスの低床、広いドアの車両の導入や、また、乗りおりの介助、もっと利用しやすい方法などを町でも考えていただけないかということです。

また、買い物難民のための車での移動販売の取り組みを支援をしているところもありますけれども、そういうところに対する働きかけとか援助、また、高齢者の交通弱者対策のための具体的な計画を町でも考えておられるのか、お尋ねをいたしま

す。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 高齢者等の交通弱者対策についてでございますが、高齢者等を含めた町内の移動手段としては、現在、5台の町営バスで6路線の運行のほか、町営バスの乗り入れが困難な集落等にはデマンドタクシーを運行をしております。

現在、運行している町営バスについては、乗降口のステップが高く、高齢者が不自由をされていることなどから、今後の車両の更新時にはノンステップバス等に変えていく計画でございます。来年度、新年度の予算では2台の更新に要する経費を計上させていただいております。

2点目の、車での移動販売の取り組みについてでございますが、町内事業者では実施されておきませんが、町外の事業者が日野町内で移動販売を実施されております。また、町内の大規模小売店舗や個々の商店においても、注文配達だけでなく、買い物をされた商品を自宅まで届けるサービスもされております。移動販売の取り組みの支援につきましては、今後、商工会と協議をしていきたいと考えております。

高齢者等の買い物や通院等の移動支援策については、日野町において組織的に実施している例がありませんが、全国的には住民の皆さんのボランティアによる送迎等を実施されている事例もございます。現在、介護保険制度の中の地域支援事業の取り組みとして、東桜谷地区において話し合いが進められ、地域での支え合いの1つとして、移動支援についても検討をされています。

町といたしましては、社会福祉協議会と連携し、住民の方とともに話し合いを進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） デマンドタクシーについてのことも答弁されましたけれども、デマンドタクシーについての利用者数というのは多分少ないのが現状だと思います。それは地域が限られていることや、また、前日までに予約が必要なことなどがあります。特に高齢者となると、前日に行こうと思っても、その日の天候やまた体調で行けなくなることがよくあります。今日行きたいと思っても、当日はデマンドタクシーが使えないのです。介護タクシーがありますが、介護タクシーだと当日でいいのですが、利用料がまた要ります。今後、小型ワゴン車の導入も町営バスとして考えられているということもありましたので、小回りがきくようになると思いますので、通学時間帯は今までのバスが必要となるとは思いますが、それ以外の時間帯に小型の、バス停、集落内の乗り入れを考えたダイヤ改正を考えていただけないかということをおもうのですが、どうでしょうか。

また、移動販売の取り組みにつきましては、介護保険制度の中の地域支援事業の取り組みとして、地域での支え合いの1つとして検討されているということで、大

変うれしいことだと思いますし、それが各地域に広がっていくというのは本当に期待するところでもあります。うちの字内の食料品店でも電話で注文をして配達をしているというところもあります。でも、それが遠いところになると、やはりちょっと無理なようでもあります。

電動のシニアカーがあるんですけども、介護保険用具であると思いますが、電動のシニアカーのレンタル利用の勧めとか、そういうこともしていただきたいなというふうにも思いますし、また、シニアカーのレンタルを利用できるのは介護度があると思うのですが、介護度のもっと低い段階から、自分がもう車を乗れないというようになった人に対して、町独自のシニアカーの購入補助や、また、町独自のレンタルというのも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま、池元議員の方からご質問いただきました。

まず、デマンドタクシーでございますが、これは急遽、当日キャンセルというのが、よくではないですが、たまにあります。一応、利用者としましては、28年度全体で563人ということです。延べでございます。月平均ですと47人ぐらいということになります。基本的にバスの入らない、入れないところということになっておりますので、直近のバス停までという形になっております。

あと、更新時に小型化の部分を検討するという事なので、その辺、小型化になればいろんな集落の方に入ってもらえるのかと、こういう話でございます。基本的な話としては、実際には大型運転手がないので何とか変えてくれという部分があるので、無理無理、変えられるかどうかを検討しているのが実際の話でございます。ただ、変えられたとしたときにどうかと言われると、今度は入っていないところに入れるかと。今度はこれは、今現在入っていないところに入るとかそういう話になってきますと、今の時間できっちりなっている中をどう組みかえられるのか。もしくは、今ここの利用がちょっと少ないで、申しわけないけどもここちょっと減らしますわというようなことも含めて考えていかんならんということも出てきますので、これはもう業者さんの専門といつも全部時間が決まっていますので、そことすり合わせながらせんならん話ですので、その辺につきましては今、はっきり言いまして、実際には厳しい状況としか言いようがございません。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（夏原英男君） 池元議員さんの方から、シニアカーの件につきまして再質問をいただきました。

シニアカーにつきましては介護保険の制度ということで、福祉用具の貸与において車椅子に分類されまして、要介護2以上の方が対象になるということでございます。利用料は1割負担でございますので、大体月当たり2,000円から2,500円のご負

担でご利用をいただけるということになります。シニアカーを利用したいということになれば、介護保険制度の中では介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーさんにプランの中に入れ込んでもらって使っていただくということになります。

1点目に、レンタルの利用をどんどん勧めてはどうかということでございますが、今申し上げましたように、制度の中でのものがございますので、その中で、特に足の不自由な方等につきましてはその中で利用をいただければというふうに考えております。

2点目に、町の独自購入補助であったりとかそういうものが、レンタルであったりとかというものが検討できないのかというご質問でございますが、現在ちょっとその点については十分勉強ができておりませんので、全国の自治体においてそのような事例があるのかどうかということについて、まず研究をさせていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 小型バスの乗り入れが現状は厳しいということ、実際は厳しいという、それはよく分かっております。ダイヤ改正するとか運行表を変えていくというのは、これは専門的な知識も必要ですし、大変です。しかし、これ何のために町営バスを動かすかというののやっぱり一番大きな目的というのは、弱者に対するそういう補助だと思ふんですよ。そういう意味で、そういうふうに乗入れができるバスに変えていくのなら、そのときにそういうふうにもっとみんなが利用しやすい、本当に10時なら10時には駅の方に行くバスがあるとか役場の方へ行くバスがあるとか、帰りなら2時なら2時、3時なら3時にはこっちへ帰ってくるとか、1日に1往復でも、そういう行って帰るバスが入ったら全然違うと思ふんですよ。

これはお年寄りだけじゃなくて、障がい者の関係の方にも関係してくる問題ですので、私もそんなこと、今言うてすぐできるなんてことは思っておりませんので、今後そういう小型のバスを導入される機会を持って、今の長寿福祉課の介護の方と、また、福祉保健課、障がい者福祉の方との、そういうところとも連携してそういう方向を、みんなが利用しやすい、弱者が利用しやすい、そういう町営バスにしていくように検討していただきたいというのが私の希望なんです。

そこら辺を、今できないからもうだめですじゃなくて、検討課題として持っていていただきたいと。ますます本当に高齢化社会がこれからも進んでいきます。この中で、弱者に優しいまちづくり、これにとってこの町営バスのそういう字内、集落内への乗り入れというのは何か必須条件になってくるんじゃないかなと思ふので、そのことも訴えて私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、10番、高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 最後でございます。時間は短時間で終わらせたいと、こういう

ふうに思いますので、答弁の方、よろしくお願い申し上げますと、こういうふうに思います。

まず、空き家についてですが、ある研究機関によりますと、2030年代には日本の空き家率は30パーセントを超える可能性があるとして、このようなことでございますが、僕は今回、空き家について質問するのは5回目なんです。5回目、空き家対策について説明をお願いしております。

1つには、今、日野町も、全国的にもそうなんですけど、定住、移住、それから、空き家バンクによる登録制度による活用、これのバロメーター、一端のバロメーターというのが空き家に出ているんじゃないかと。成果がここにも出ている。空き家がどんどん増えていったら、これに対する部分というのは、空き家率が増えていったら、その定住、移住、空き家バンク登録制度がどういうふうな形になっているのかという形のものも連動してくるんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

それが1つの目的と、それから、5回目といいますのはなぜかといいますと、近くの近所の人、見えないというんです。空き家対策を本当にやっているのか、こういうお声をたくさん聞くわけなんです。そういった意味で、これ5回目なんですけど質問させていただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願い申し上げますというふうに思います。

今までにも、放置された空き家をもたらす危険性、それから弊害については、他の議員を含め、私も多々説を唱えてまいったところでございます。国としても空き家対策の推進に関しまして特別措置法を2016年2月に施行し、空き家対策の強化が図られました。こういうこともあるんですが、日野町は、実はこれ、空き家特別措置法ができる前に、日野町としてはこの前に、条例をつくらうということで、直前まで来ていたという経過があります。これを国がしたために、条例はもうつくらなくてもいいよと、こういう形で取り下げられた経過があるということは知っていただきたいというふうに思います。そういった意味で、日野町はその前から非常にこの空き家に対しては関心を持って対策されたという経過があるということは評価できるというふうに思います。

そういった中で、2016年3月議会の一般質問答弁で、日野町の空き家調査の結果、空き家は431戸でありました。また、昨年6月の一般質問で、空き家の所有者または管理者へ適切な維持管理を促す通知をしたのが20件、特定空家等に対して引き続き助言を行ったのが5件であると、このような答弁でありました。

そこで、お尋ねを申し上げます。

空き家戸数の動向はどのように把握されているのか。その上で、現在の空き家は何戸あるのか。また、維持管理の通知を出され、助言を行われた合計25件の現状は

どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（藤澤直広君） 空き家の戸数の動向についてでございますが、平成28年3月時点の調査結果に基づき、空き家所有者等に利活用や維持管理を啓発しているところでございます。前回の調査以降、指導助言を行った結果、除却された件数は把握しておりますが、現在の空き家の戸数については把握はいたしておりません。

今後も前回の調査をもとに、地域からの相談や情報等に対応し、継続した空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、適切な維持管理を促す通知をした25件の状況ですが、当初より特定空家等に認定した5件のうち1件が除却されました。残る4件と、別に危険性が高いと判断した4件の合計8件について、適切な維持管理がされるよう取り組みを継続しております。また、解体に至らずとも一部修繕による危険回避、また、解体の方向で協議中の物件もあり、それらが早期に解消できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

空き家の所有者等と直接協議できる物件については改善に向けた話もできますが、連絡等のとれない物件も存在するところです。このような物件についても所有者の調査等、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 空き家の現状について、前回27年度に実施された、それ以降は実施をされていないということでした。

また、前回、25戸の部分につきまして指導等々行った結果でございますが、特定空家について5件を認知した結果、1件は除却はされたということございまして、別に危険性が高いと判断した4件は助言を行っている途中であるというようなことでございます。あと16件もそのような現状であるだろうということでございます。

その中でお尋ねをいたします。431件ございましたが、この分析はどのように行われたのかということでございます。1つには、地区別の構成比はどうであったのか。恐らくこれは地区別に相当の違いがあるんじゃないかなというふうに思います。こんなことを言っただけですけれど、下手をすると、このまま放っておきますと、向こう3軒両隣はご近所づき合いする、向こう3軒両隣がなくなる地区もあるんじゃないか。こういった形の追跡調査というのはやられないのかどうかということですね。そういった意味の中で、動態調査、これは僕は絶対必要だというふうに思います。もちろん予算的な要素もあるんでしょうけど、自治会との連動はできないのかどうか、そういった形の。システムはできないのかどうか。システムができていたら教えていただきたいというふうに思います。

先ほど、企画振興課長の方で言いました、安全・安心なまちづくりでしょう。空

き家が両隣にあって、安全・安心なまちづくりですか。そういった意味の中で、そういったものが増えないようにするには、先ほど言いました定住であり移住の促進の中でもそういったことを考えながらやっぱりやっていかなきゃいけないということですね。だから、空き家という特別なものじゃなくて、総合されたものが空き家に出てきていると、この認識を持っていただきたいというふうに思います。そういった意味で、431戸の分析をどのようにされているのかどうか。それから、今の動向が分かるシステムができているのかどうか。

この辺についてお聞きをいたしたいというふうに思いますが、それから、この25件の部分の、1件は除却されたということですが、その後これ、どのようにされていくのかどうかということですが、特定空家の部分を見ますと、助言・指導、勧告、命令、代執行、略式執行、このような流れになっていくんですけど、今のところ、助言・指導で終わっているというふうにお聞きをしているんですけど、次の勧告に移られる可能性はあるのかどうか、これについてもお聞きをいたしたいと、こういうふうに思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画長。

建設計画課長（望主昭久君） 高橋議員より空き家対策についてご質問を頂戴いたしました。5回目ということで、申しわけございません。なかなか空き家対策について目に見えた姿というか、その辺が地域の方にはできていないのは正直なところかなというふうには感じております。

分析としまして、平成27年度、28年3月にまとめさせていただいた分につきましては431戸ということで、これは公表させていただいています。その中で、A、B、C、Dとして、利活用できるものも含めた中で、前回の調査はさせていただきまして、建設計画課では主にC、D、危険な空き家になるべく、そのような空き家はどうかということで、建設計画課の方では把握をしております。

C、Dにつきましては、Cが77戸、放置しておく倒壊する危険性があるものが77戸、倒壊する危険性があるということが24戸ということで全体にまとめております。日野地区の方でいいますと、日野地区でCが23、が一番、日野地区ですので、全域の規模的にも大きいので23戸になっております。これはパーセンテージですと12.85パーセントということになっておりますが、そう多く地区別で差異があるということはあまりないような気がしております。ただ、町の方の考えの中で、C、Dの中にも、ずっと通知をしてはおりますが、この平成27年度の調査から追跡調査ということではないんですが、危険な空き家は当然、指導助言はさせていただいているんですが、それ以後、日野町の全域でC、Dが増えたとか減ったとか、そのような調査はしていないのが現実でございます。

今後とるべき町の、建設計画課といたしましては、もう危険な空き家につきまし

ては地区の方からの連絡が一番でございますので、今後は自治会との関係というか、自治会に問い合わせるとか、そのようなシステムには今現在なっておりませんので、そのような問い合わせの機会をつくりまして、自治会の方でそのようなお困りの家があるか、その辺のことは調査をしていくようなシステムにしていかなあかなというふうに思っています。

全町を調査しても、あまり具体的な例が出てきませんので、自治会の区長さんあたりにしっかりと地域で持っている課題、問題のある家とかを吸い上げていったほうが現実的な対処ができるのかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、勧告の方でございます。現在、日野町の方では、指導助言を粘り強く続けていくということで、目には見えていませんが、成果の出たところ、特定空家5件があったところが、かなり長い間、決まってからですけど、連絡をとりながら、解体業者もこちらから紹介をしながら、そして、金額とかの提示もいろいろな仲介に入った中でさせていただく中で、取り壊しのこともできましたので、これも引き続き粘り強くその辺をあたっていくのが原課の考えであります。

勧告にしても、そこに行くには当然、勧告から代執行というふうに道はあるわけなんですけど、町としてはそこまで行くまでに粘り強くして、第一義的な所有者さんの責任ということについてしっかりとお伝えしながら取り壊しの方を進めていってもらいたいというのが、今現在進めているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 今、431戸のA、B、C、D、Eですか、というような形の分析をいただいたので、地区別のひとつ分析ですね。例えば、西桜谷の中在寺というのはどういう今状況になつとるのか、何件そういった空き家が起きているのかということですね。これ字別にしたら、相当、僕は違ってくるんじゃないかなというふうに思うんです。そういった意味がどんどん増えていくと、その村、区の全体におけるいろんな形の弊害が出てくるので、予防策をとらなきゃいけないというような形が出てくるんじゃないかなというふうに思います。そういった意味でも、動態調査については自治会と連動しながらとっていただくように、ひとつお願い申し上げておきたいというふうに思います。

それから、今お聞きしたんですけど、勧告は出さないんですか、町としては。結局、一応、基本がありますよね。国から出された指針というのがありますよね。それに伴って出すのか、もう日野町としては勧告はしないというスタンスで行くのか。あくまでも持ち主である人の責任のもとにやっていただくというスタンスを崩さないのか、この辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 高橋議員から再々質問を頂戴いたしました。

済みません、地区別の方のデータについては承知をしているんですが、字別までの分析は現在しておりません。参考のために地区別だけ報告をさせていただきますと、日野地区は先ほど言いました、Cが23件、Dが8件というふうになっています。東桜谷地区がCが16件、Dが7件、西桜谷地区がCが2件、Dが3件、鎌掛地区がCが7件、Dが1件、西大路地区がCが8件、Dが2件、南比都佐地区がCが2件、Dが1件、必佐地区がCが19件、Dが2件ということで、Cが全域で77件、Dが24件でございます。

そして、今、勧告はしていないのかということでございます。先般の2月のニュースでも、高島市の方で代執行が、家を解体されたという新聞記事が載っております。県下でもこのような状況になっているところがあるのかなというふうに新聞を見ながら見ておったんですが、日野町としましては、現在、代執行をにらんだ中の勧告ということは、今は想定はしておりません。ですから、粘り強く指導助言を繰り返す中で、その対処の主体、所有者の責任においてしていただきたいのが基本となっております。

ただ、この高島市の事例を見ておりましたも、県道のそばで、そして、雪によってかなり家が傾いてきたり、いろんな状況も変わってきた中でこのような代執行をされていますので、日野町の場合につきましても、その辺については現況の危険な空き家を見ながら、そこについては十分な時間をかけてしっかり検討していかんかというふうには思っております。今現在はそこにはちょっと踏み込まずに、指導助言を繰り返すということを思っております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 最後に要望だけしておきます。

C、Dがこの状況であるということですが、A、Bの1戸が恐らく放置されたままですと、C、Dに移ってくるんじゃないかなと、こういうような予想がされます。そういった意味の中で、早い形で、やり方はいろいろあるかと思うんですけど、追跡調査の方はぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、勧告の分なんですけど、調べましたら勧告はかなり増えています。代執行まで行かなくても。だから、そういった、もちろん、指導の中で解決できるという形が一番望ましいと、こういうふうには僕は思うんですが、しかしながら、一住民として、そういった建築物が隣の周りにあるということに関しては、やはり問題があるという形の認識だけは持っていただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願い申し上げておきたいと思っております。

それから、2点目に入ります。当町の下水道についてのお尋ねを申し上げたいというふうに思います。これは質疑の方でも若干ふれさせていただいたという経過がございますが、一般質問でもやらせていただきたいというふうに思います。

当町の下水道管設置は住民人口2万1,757人に対して2万1,598人と、率にして実に99.3パーセントというような形で、県普及率と比較しても非常に高い水準という形になっておりますので、非常に、そういった意味でいきますと、日野町の施策としては評価できるんじゃないかと、こういうふうには思っている次第でございます。

また、その延べ配管距離は現在、公共下水道が178キロ、それから農業集落排水で54キロと、合計222キロという総延長ですが、非常に長い距離になっておりまして、一方と言うならば、管理に対して非常に難しい時期に来ているんじゃないかなという、反対の面もとれるということでございます。

一方、下水管が設置されている区域で、各家庭と接続されている水洗化率は、平成29年3月に出されている滋賀県の統計資料で見ますと、これ農業集落排水の部分は除きますが、公共下水道事業のみで、その区間で見ますと、日野町の人口比で79.8パーセントというような形になります。そうやって見ますと、滋賀県の市町の数字が出ているんですけど、公共下水道で見ますと、最下位の接続率になっていると、このような現状になっております。

下水道の普及率、先ほど言いましたように、非常に普及率としてはいいという形、評価できるんですけど、このギャップ、どのような形で分析されているのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

そういった意味の中で、また今後の水洗化率の向上に向けてどのようにお考えなのか、この辺もお聞かせ願いたいと、こういうふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 下水道の普及率と水洗化率のギャップについてでございますが、平成26年度で住宅地域の下水道整備が完了し、下水道整備が比較的新しい曙、椿野台、五月台などの地区の水洗化率が低い状況でございます。

農村下水道および合併浄化槽を加えますと、水洗化率は88.3パーセントとなるところでございます。公共下水道での水洗化率が低い原因として、既存の浄化槽を引き続き利用されている場合、また、高齢者の世帯で水洗化をちゅうちょされるケースが多いと考えております。

次に、水洗化率の向上に向けた考え方として、近年は1年間で170件程度の新規接続により増加傾向となっておりますことから、引き続き広報への掲載や啓発ビラの組回覧を行うなど啓発活動に努めたいと考えております。

また、滋賀県が主催する接続率向上に関する検討会に参加し、他市町の有効な事例なども参考にしながら、水洗化率の向上に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 大きな世帯を抱えております曙、椿野台、それから五月台、これが最近のことだということですが、そういった意味でちょっとお聞きしたいので

すが、この1年間で170件程度の新規接続があったということですが、この3団地との連動というんですか、分析はどのようになっていますか。170件のうち、例えば曙がどのぐらいになっているのか、それから椿野台、五月台、この辺はどういうふうになっているか、お聞きをいたしたいというふうに思います。それだけちょっと、先をお願いします。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） ただいま、高橋議員さんの方で再質問ということで、3団地の方の水洗化率ということで、平成28年度、3月末時点で、曙につきましては水洗化世帯が91件、椿野台につきましては53件、五月台につきましては79件となっております。それで、その前の年の方と比較しますと、曙でいきますと10件、椿野台でいきますと9件、五月台でいきますと30件と、そのように1年間で水洗化世帯が増えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） ちなみに教えていただきたいんですが、曙、それから五月台、椿野台、各々の今、接続率、これはどういう形になっているか教えていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） 再々質問ということで、まず、曙につきましては、平成28年度末で水洗化世帯が100件ということで、水洗化率につきましては42.4パーセントとなっております。そして、椿野台の方につきましては水洗化世帯が62件で水洗化率は44.6パーセント、五月台につきましては水洗化世帯が94で水洗化率が43.7パーセント、そういう状況でございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） そうしますと、3団地における部分の中で見ますと、この数字だけを見ますと、五月台さんがかなり、去年ですか、頑張っておられるのかなという形がしないでもないんですが、それで、基本的に申し上げておきます。上げるために努力はしてほしいんですが、各々ご家庭のご事情があります。しかし、だから、強制的な形の部分はぜひやめていただきたい。やっぱり各々の家庭の中で協力を願うというスタンスだけは忘れないでやっていただきたいと、このように思いますので、そこだけはひとつお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、これは関係ないんですが、要望だけしておきます。

これに限らず、農村下水道についても非常に古い形、もう平成4年ぐらいからですか、昭和か。もうかなり古い、二十何年というような形がございます。そういった中で、その当時と地形とか雨水とか量が違ってきています。そういった意味の中で、やはり問題を起こしている箇所が散見されます。そういった意味の中での部分

というのはやっぱり、早い形で手を打つ必要があるんじゃないかなというふうに思います。ご存じのように、台風における影響も出ております。そういった意味の中で、次の手段に移るためのやっぱり予算を確保していくためには、そういった形の収入に対しても力を入れていかないとけないという部分もひとつ知っておいていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたします。

委員会審査および調査につきましては、明15日午前9時からおよび16日午後2時から予算特別委員会を、19日には午後9時から総務常任委員会を、午後1時30分からは厚生常任委員会を、20日には午後2時から産業建設常任委員会を、22日には午前9時から人口減少対策特別委員会を、午後2時から地域経済対策特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

3月27日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

一 散 会 15時37分 一